

令和7年12月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和7年12月18日（木） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和7年12月18日（木） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員	桼 原 雄 太	2 番議員	小 澤 由 彦
3 番議員	高 木 幸 広	4 番議員	佐 藤 嘉 彦
5 番議員	鈴 木 哲 司	6 番議員	清 水 健 一
7 番議員	佐 藤 明 孝	8 番議員	川 岸 和 花 子
9 番議員	岡 戸 章 夫	10 番議員	加 藤 久 幸
11 番議員	中 根 信 一 郎	12 番議員	西 田 彰

5 不応招議員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太 田 康 雄	副 町 長	村 松 弘
教 育 長	野 口 和 英	総 務 課 長	平 田 章 浩
危機管理課長	鈴 木 知 寿	政策企画課長	鈴 木 勇 登
財 政 課 長	鈴 木 俊 久	税 務 課 長	長 野 了

住民生活課長	森下友幸	福祉課長	中村貢
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	緩鹿英文	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	榊原一嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 会議に付した事件

————— 議案の訂正について

————— 一般質問

<議事の経過>

議 長	(中根信一郎 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 それでは、日程に入ります。 日程第1、「議案の訂正について」を議題とします。 町長から議案第76号「財産の減額貸付について」訂正の申出がありました。 本件について、訂正理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。
町 長	(太田康雄 君) 12月4日に上程されました議案第76号「財産の減額貸付について」につきまして、減額貸付する財産の所在を森町大鳥居595の3の一部1279.51平方メートルから森町大鳥居595の3、1,124.00平方メートルに訂正し、森町大鳥居595

の108の一部155.51平方メートルを追加するものであります。なお、訂正及び追加に伴い、減額貸付する総面積に変更はございません。ここにお詫び申し上げまして、提案議案を訂正することをお認めいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

議 長

(中根信一郎 君) お諮りします。

サイドブックに掲載のとおり、「議案の訂正について」を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正については許可することに決定しました。

日程第2、「一般質問」を行います。

通告の順番に発言を許します。

4番、佐藤嘉彦君。質問は、一問一答方式です。

登壇願います。

4番議員

(佐藤嘉彦 君) 4番、佐藤嘉彦でございます。

私は通告どおり、一問一答方式により町長にお伺いをいたします。

質問事項1、『感震ブレーカー』の設置促進に向けた取組について」でございます。

近年、大規模地震の発生により火災、特に電気に起因する電気火災による広範囲な被害が深刻化している。主な原因の一つとして、電気に起因した電気火災、電気が復旧することで発生する通電火災の可能性が指摘されております。感震ブレーカーは地震時に設定以上の揺れを感知したときに、電気を自動的に止める器具であり、不在時やブレーカーを落として避難する余裕がない場合に、電気火災を防止する有効な手段でございます。大分市で発生しました大規模火災は狭い道路に加え、多数の空き家を含む木造住宅が密集していたことが延焼拡大の主な要因として指摘されております。私たちの住む森町と防災上の課題において多くの共通

点があると言えると考えているところでございます。

そこで本町におきましても、大地震発生時、迅速に通電を遮断し、広域延焼火災を未然に防ぐための感震ブレーカー設置を最優先の防災対策として普及させる作成させるべきと考えるが、町の見解をお伺いいたします。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長 （ 太田康雄 君 ） 佐藤嘉彦議員の御質問にお答えいたします。

阪神淡路や東日本大震災、能登半島での地震等に起因する大規模火災が発生する中、その原因の一つとなっているのが電気火災でございます。電気火災は、地震の揺れによって、電気機器が転倒・損傷することで発生するもの、また、停電後の電気が復旧した際に発生する通電火災がございます。そのため、火災予防対策の一つとして、現在、国をはじめとして県や市町において、感震ブレーカーの普及を推進しているところであります。感震ブレーカーとは、一般的に震度5強以上の地震を検知した際、我が身の安全を守ることが精一杯となり、ブレーカーを落とす余裕がないような状況下で、自動的にブレーカーを落とし、電気を止める装置で、二次災害の軽減につながるものでございます。各家庭に設置することにより出火を防止し、他の住宅等への延焼を防ぐことで、火災による被害を大きく軽減することができると考えられております。その一方、感震ブレーカーが作動することにより住宅全体が停電状態となるため、電気に依存する機器への影響を考慮する必要がございます。例えば、電気を使用する医療機器が使えなくなること、夜間に停電になった場合の照明確保、また、再通電する前に点検が必要となる点も考慮しなければなりません。なお、家庭における感震ブレーカーの日本における設置率は、令和4年9月時点で、5.2パーセントと極めて低調となっております。その要因といたしましては、一般家庭に設置義務がない点や感震ブレーカーそのものに対する認知度が低い点が考えられておりま

す。

したがいまして、町といたしましては、今後、感震ブレーカーそのものに対する認知度の向上、必要性の周知に努めると同時に、通電火災に対する注意喚起などの広報活動を消防関係機関とも連携しながら、積極的かつ効果的に実施することで普及促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長
4 番議員

(中根信一郎 君) 4 番、佐藤嘉彦君。

(佐藤嘉彦 君) 4 番、佐藤でございます。

ただいまの答弁につきましては、今後認知度を上げるべく注意喚起等を広報していくという御答弁ということで理解をいたしましたけれども、県内の状況を見ますと、感震ブレーカーの設置促進のための補助制度、これを設けている市町が大変多くございまして、今年度中には県内で 29 市町が補助制度を設けるとなっていると。これは県内市町の約 8 割に達する見通しだと、そういった報道等もなされているところでございますが、この点について、他市町とのサービスの格差という点ではどうお考えでしょうか。

議 長
危機管理
課 長

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

(鈴木知寿 君) 危機管理課長です。

ただいまの佐藤嘉彦議員からの御質問にお答えをいたします。

他市町での助成制度、県内 8 割という中、その辺りの格差といったところの御質問かと思えます。

こちらにつきましては、県内市町の助成状況を調べまして、議員御指摘のとおり、今年度には 29 市町で助成制度を設けているというような状況も県からの資料提供でいただいております、把握しているところでございます。そういった中で、助成制度をやっている自治体等にこちらからどういった状況かといったところ、先ほど言ったように、火災予防あるいは延焼防止には効果があるものといったところでございますけれども、十分気をつけなければいけない点等も、先ほどの答弁にもあったとおりでありますので、

そういったところを踏まえながら、今検討しているという状況でございます。

そういった中で、実施自治体の中では、例えば隣の袋井市さんでは平成 28 年から平成 30 年度まで助成をしていたといったところを確認しております。対象地域も密集市街地に限定しているといった中で助成をしていたのですけれども、件数自体も伸び悩んで、3 年間で助成制度は実施を止めているといったようなところも把握しております。また、吉田町さんでは、今年度創設をしました。そういった中で、予算要求で 40 件計上しておるといったところも確認しておりますけれども、現段階では 7 件であるといったところもございます。

他市町の状況等も踏まえて、やはりまず町といたしましては、この感震ブレーカーを、先ほど言ったように認知度を高める、あるいはそのものの自体の P R といったところが必要になってくるものと把握しております。そういった中で、助成制度につきましても、様々な観点を考慮しながら、前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 4 番、佐藤嘉彦君。

4 番議員

（ 佐藤嘉彦 君 ）とりあえずは認知度を高める取組をしていくと。そのうえで、状況を見ながら前向きに検討していただけるという御答弁だったと理解しておりますので、認知度を高める工夫を、いろいろ広報等を通してぜひ啓発をしていただいて、その結果、町民からぜひ助成等をしていただきたいと、そういったようなお声がもしある場合には、前向きに補助制度も検討していただけるという理解でよろしいでしょうか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

危機管理

（ 鈴木知寿 君 ） 危機管理課長です。

課 長

ただいまの佐藤嘉彦議員からの御質問にお答えをいたします。

助成制度について前向きに検討していただけるかといったところの質問かと思えますけれども、やはり、先ほど言ったように普

及啓発、町だけではといったところがありますので、消防署とか消防団とも連携して、ホームページ、あるいは広報回覧、それからイベント等でも啓発活動も必要なのかなというように考えております。そのような中で、やはり最終的には町民の生命や財産、こういったところは守ることは、第9次森町総合計画にも、安全安心なまちづくりの推進といったところも掲げております。そういったところも考慮しながら、前向きに助成制度、県の交付金等の対象にもメニューにもなっているという現状もございますので、総合的な視点で十分に検討していきたいと考えております。以上です。

議 長
4 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 4 番、佐藤嘉彦君。

（ 佐藤嘉彦 君 ） 認知度を高める取組を踏まえて、研究、検討をされるということでございますので、その成果が具体的な形になって示されることを期待いたしまして、この件につきまして引き続き注視をしていくことを申し添えまして、この1番目の質問については終わりたいと思います。

続きまして2番目の質問に移りたいと思います。

大規模災害に備えた指定避難所（学校体育館等）への空調設備の整備計画について。

近年、地球温暖化の影響は顕著であり、夏季の気温は記録的な水準に達している。これは本町においても例外ではない。このような気候変動化において、危機管理の観点から大規模な災害に見舞われた際、被災者が少しでも安心して前を向いていける環境を平時から整備しておくことは行政の責務であると同時に、町が最優先で目指す「安全・安心なまちづくり」の根幹に関わる重大な課題であると考えております。

昨年、9月の定例会における平川議員からの学校体育館への空調設備に関する質問に対しまして、当局からは停電時の電源確保の問題、体育館の構造上、空調設備の効果が十分に発揮されない可能性があることなどから、現時点では気化式大型冷風機とミス

ト機能付き大型扇風機で対応していくとの御答弁でございました。一方、国では令和6年度補正予算におきまして、全国の学校体育館への空調設備の整備を加速させるため、新たに令和15年度までを補助時限とした補助率2分の1、補助上限額7,000万円の空調設備整備臨時特例交付金を創設しております。特に本交付金事業につきましては、冷暖房設備の設置工事に加えまして、体育館の構造上の課題に対応するための断熱性確保のための工事なども補助対象としているところでございまして、当局の課題認識を解決し得る大きな追い風であると考えているところでございます。現状、指定避難所となっております学校体育館等、これはスライドにも載せさせていただきましたけども、旧三倉小学校、旧泉陽中学校、旧天方小学校、森中学校、森小学校、総合体育館、旭が丘中学校、宮園小学校、飯田小学校、計9か所の体育館でございますけども、こちらには空調設備が未設置であるということから、これらの指定避難所への空調設備の整備を具体的に着手する計画があるかお伺いをいたします。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ） 佐藤嘉彦議員の御質問にお答えいたします。

本町では、各地区の総合センターや学校の体育館など合計15か所を避難所として指定しております。そのうち5か所には空調設備が整備されておりますが、残りの10か所には空調設備が整備されておられません。空調設備が整備されている指定避難所は、各地区の総合センター4か所と森町文化会館の計5か所で、整備されていない指定避難所は、県立遠江総合高校を含めた体育館10か所となります。空調設備が整備されていない避難所の熱中症対策といたしましては、議員御案内のとおり、気化式大型冷風機とミスト機能付き大型扇風機を配備しているところでありますが、これに加え要配慮者や体調不良者には、教室等の空調が整備された部屋を利用してもらうなど、運用面での対応を想定しております。

しかしながら、静岡県の第4次被害想定において、南海トラフ巨大地震発生時には、本町で最大約5,000人が避難所に避難する想定となっておりますので、体育館の広さや避難者の人数を考慮すると、現状の熱中症対策は決して十分なものではないものと認識しております。さらに、今年8日に青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生したように、真冬の厳しい寒さの中で地震が発生することも想定されますので、暑さ対策のみならず、寒さ対策も必要になるものと考えております。特に、南海トラフ巨大地震のような大規模災害につきましては、避難所生活が長期間に及ぶ可能性があり、避難所生活の負担による災害関連死の発生が心配されます。そのため、避難所環境の整備は非常に重要な課題であると認識しておりますが、避難所の環境については、空調のみならず、プライバシーの確保、トイレや風呂、水や食料品の確保等、様々な課題があり、町といたしましては、これらの課題に対し、徐々にではありますが整備等を進めている状況でございます。その一方で、空調設備に関しましては、電源確保の問題や体育館の構造上の問題に加え、導入費用や継続的に発生する光熱費、維持管理費など財政面の課題も大きいため、現時点では、指定避難所となっている体育館に空調設備を整備するという計画は持っておりません。しかしながら、先に申し上げたとおり、避難所の環境整備は非常に重要な課題であり、特に熱中症対策、寒さ対策につきましては、場合によっては生命に直接影響を及ぼす可能性もあるため、現状の対策が十分であるとは考えておりません。このような状況下、議員御案内の空調設備整備費臨時特例交付金は、空調設備整備に関して本町が抱えている複数の課題に対し、それを解決するための糸口になり得るものだと考えられます。その一方で、避難所環境の整備という観点から空調設備の整備を検討するに当たっては、この交付金の対象となる公立の小中学校体育館のほかにも、森町総合体育館や旧小中学校の体育館、県の施設である遠江総合高校についても、同じように空調設備の整備

を検討する必要があるものと思います。したがって、指定避難所となっている全ての体育館を対象として、空調設備の整備・運用に係る費用やそれに伴う財源の確保、効果的な空調設備の種類、見込まれる効果などを研究し、総合的な観点から、具体的な整備計画の策定に向けて、関係する部署で協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて答弁いたします。

議 長
4 番議員

(中根信一郎 君) 4 番、佐藤嘉彦君。

(佐 藤 嘉 彦 君) 4 番、佐藤でございます。

全ての空調設備が整っていない体育館等について、これから研究をして、具体的な整備計画を作っていくという御答弁だったと理解をしているところでございます。

まず光熱水費の関係ですが、これについては御承知かと思いますがけれども、今年度から交付税措置がされている。体育館の空調の光熱水費については、普通交付税措置がされているということでございますので、ここについては課題といいますか、光熱水費については補填財源があると理解をしております。それから、電源確保の問題というのが言及されたと思います。電源確保については、現在蓄電池システムというのも相当進化をしていると聞いております。電源確保のための財源というのが、いろいろな学校支援整備事業のメニューの中にもございますので、防災機能強化事業とか、そういったものもぜひ検討していただいて、整備計画を作っていただきたいと考えておるところでございます。この現在の特例補助金が時限の補助ということでございまして、令和 15 年ということでございますので、この計画については、いつ頃までに具体的な整備計画を作って対応していくという見込みなのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

議 長
危機管理
課 長

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

(鈴 木 知 寿 君) 危機管理課長です。

ただいまの佐藤嘉彦議員からの御質問にお答えをいたします。

空調設備整備臨時特例交付金が令和 15 年度までの補助時限があるといったところで、それを踏まえて、いつ頃までにこの避難所の空調関係の計画を作っていくのかといったところの御質問かと思えます。

議員から今お話がありましたとおり、交付金は令和 15 年度までということで、現在の公立の小中学校の体育館を対象にして、要するに児童・生徒の安全面そういったところも考慮して、国で空調設置率を高めるといったような流れの中で、時限的に交付金を令和 15 年度までという形にしたということで把握をしております。こういった有利な財源等がありますので、理想は令和 15 年度までに整備していければといったところはございますけれども、現時点では、計画策定に向けて進めていくという中で、やはり今の小・中学校以外の部分も、森町には避難所としてあります。そういったところをどうするのかといったところの懸案事項もありますし、やはり財源的、大きな事業費がかかるといったところもあります。やはり各体育館それぞれ構造も違いますし、現状を把握する必要もあります。あるいは、先ほど議員からもお話ありましたとおり、空調の設備の種類、あるいは効果的な方法、それからどれくらい効果が見込まれるかといったところ、いろいろな観点で考えていかなくてはならないと考えておりますので、事業費かかるものですから財政部局、あるいは教育委員会部局とも協議をする中で、なるべく早く協議を始めて、計画策定に向けて進めていきたいと考えております。以上です。

議 長
4 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 4 番、佐藤嘉彦君。

（ 佐 藤 嘉 彦 君 ） 具体的な計画についてという先ほどの私の御質問でございましたけども、例えば今の御答弁を聞いていると、まずは交付金対象となっている対象施設を中心に交付金を使って整備をしていくと。残りの交付金の対象外となっている施設も当然あるものですから、そこについてはその財源手当をで検討していくと。それについては、様々な国の補助金等が考えられる

かなとも思います。地域防災拠点強化事業であるとか、文化スポーツ施設整備補助金だとか、そういった他の特例交付金とは違う国県補助金とか交付金そういったものを活用しながら、また既存の基金の活用であるとか、新たな基金の積み立て、あるいは起債、緊防災とか、そういった有利な起債等も検討しながら、まずはその補助対象、交付金の対象となっている施設を整備して、その次にそれ以外の交付金の対象外の施設をやっていくとか、そういった具体的な施設別の年次式スケジュールというようなものを財源担保も踏まえながら計画を作っていくということだという理解でよろしいでしょうか。

議 長
危機管理
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

（ 鈴木知寿 君 ） 危機管理課長です。

ただいまの佐藤嘉彦議員からのスケジュール的な関係での御質問にお答えをいたします。

先ほど言ったとおり交付金につきましては、令和 15 年度までの時限措置といったところでございます。こういった有利な財源、交付金を活用するといったところは当然、空調設備整備にあたっては考慮しなければいけない点であると考えております。そういった中で 15 避難所あります。やはりどの避難所も、それぞれ各地域の人が一朝有事の際には避難されてくるところという認識がありますので、年度は異なったとしても、やはり段階的に全避難所に空調設備は整備していかななくてはいけないものだという事は認識をしております。そういった中で、ただ交付金が令和 15 年度までというところで、そこを優先するかどうか、今の公立小・中学校を先に優先するのか、あるいはそうではない旧の小中学校等もありますので、そういったところといったところは、どれを順番で先にやっていくかと言ったところも、これはさっき言ったとおり関係部署とも協議する中で、そこは当然単年度、あるいは 2 年度、3 年度で全てできれば一番望ましいかと思っておりますけれども、やはり財源的な面等もありますので、そういったところは 15 避難

所フラットに考えて、優先順位というのにも必要になってくると思いますので、その中で幅広く考えていきたいというように考えております。以上です。

議 長
4 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 4 番、佐藤嘉彦君。

（ 佐 藤 嘉 彦 君 ） 了解いたしました。

それで具体的な計画ができた時点で、町民に対しても危機管理意識の共有はやはり必要だと思いますので、行政と町民で危機管理意識というものを共有するという意味で、その計画はこのような感じでこれから進んでいきますというものを公表する、そういうところにも必要ではないかなと思いますが、そういった点も含めてお考えがあるかどうかというところをお聞きしたいと思います。

議 長
危機管理
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

（ 鈴 木 知 寿 君 ） 危機管理課長です。

ただいまの佐藤嘉彦議員の御質問にお答えいたします。

町民への周知広報といったところも含めて対応するかどうかといったところの御質問かと思います。

空調設備の整備計画、こちらにつきましては先ほど来言っているように計画策定に向けて進めていくといったところを答弁させていただいております。そういった中で、例えばいろいろな方式、あるいはその中で事業費、整備手法、それからスケジュール等、あるいは整備方針、幅広く含んだ整備計画といったものを策定していくと考えております。

町民の皆さんにもというお話ですけれども、当然事前には議員の皆様方にも全員協議会等でその整備計画については案ということで御提示をして、御意見等いただきたいというように考えておりますし、その後に御了解いただければ、町民等にも広報、あるいは幅広いメディア媒体を使ってお知らせをしていきたいというように考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 4 番、佐藤嘉彦君。

4 番議員

(佐 藤 嘉 彦 君) 了解です。

今後の取組に期待をしまして質問を終わりたいと思います。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) ここでしばらく休憩します。

(午前 1 0 時 3 分 ～ 午前 1 0 時 1 5 分 休憩)

議 長

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

7 番、佐藤明孝君。質問は一問一答方式です。

登壇願います。

7 番議員

(佐 藤 明 孝 君) 7 番、佐藤です。

通告書記載のとおり、質問をさせていただきます。

1、「学校や家庭における感染症等予防対策について」。近年、感染症が季節を問わず流行し、その種類についても従来型から新型まで幅広く発生しております。このような現状を踏まえ、学校や家庭における予防対策をどのように講じるのか伺います。

1、学校では手洗い、うがい等を実践されておりますが、インフルエンザ等の感染症に対しての予防対策はどうか。

2、各種感染症発生により学級閉鎖、学年閉鎖の措置がとられておりますが、その判断基準はどのように決められているのか。

3、感染症発症時の対応について、保護者と事前に対応策を共有しておくことが重要と考えるが、その周知方法はどうか。

1 点目、以上お願いします。

議 長

(中根信一郎 君) 教育長、野口和英君。

教 育 長

(野 口 和 英 君) 佐藤明孝議員の御質問に私、教育長から申し上げます。

学校における感染症対策等につきましては、児童・生徒や職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めている学校保健安全法において、感染症予防のための出席停止等の措置や臨時休業等について定められています。

1 点目の「学校でのインフルエンザ等の感染症に対しての予防対策はどうか。」についてでございますが、感染の予防対策といた

しまして、屋外から校舎内へ入る際の手指消毒や給食前のテーブル等の消毒によって感染源をなくすこと、日常の手洗いやうがい、マスクの着用を呼び掛けたり、教室や校舎内を積極的に換気して感染経路を遮断することに努めています。また感染しにくい健康な体づくりのため、規則正しい生活習慣づくりのための健康指導や栄養バランスのとれた食事を摂取するための食育指導を通して感染等の予防対策に取り組んでおります。これらの健康指導や啓発は、主に昼の放送の時間や短学活の時間を利用して行い、短時間であっても回数を多く設けることにより、児童・生徒の健康への意識を持続させることを意図して取り組んでおります。また、令和3年度からは表面に抗菌加工が施された学習机やランチルームのテーブルを整備するなど、これまでも様々な機会を捉え学校における感染症予防対策に取り組んできております。

2点目の「各種感染症発生により学級閉鎖・学年閉鎖の措置がとられるが、その判断基準はどのように決められているか。」についてお答えいたします。

学校での感染症の拡大防止のため、学校保健安全法には出席停止や臨時休業の規定がございます。同法では「校長は、学校において予防すべき感染症にかかっている、かかっている疑いがある、またはかかるおそれのある児童・生徒等に対して出席を停止することができる」と規定されております。また、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、学校の全部または一部の休業を行うことができる」と規定されております。学級閉鎖につきましては、学級の児童・生徒の20パーセントの欠席者数を目安として検討し、家庭や地域での感染状況や学校医の意見を聞き、教育委員会、町がそれらを総合的に判断して学級閉鎖の判断をしております。今年度10月以降の学級閉鎖につきましては、全ての小中学校において12回、17クラスの学級閉鎖を実施している状況です。

3点目の「感染症発症時の対応について、保護者と事前に対応

策を共有しておくことが重要と考えるが、その周知方法はどうか。」について申し上げます。

感染症予防についてだけでなく、日常生活の中での心身の健康の維持や食の大切さなどについて、各校の養護教員が「保健だより」を定期的に発行し、啓発・周知を図っています。また、感染症のまん延が見込まれる場合には、時期を逃さずに「保健だより」を発行して、学校での感染症等による欠席者の状況や出席停止の期間等のルールをお知らせし、学校の状況を正しく周知することにより無用な不安が生じないようにしたり、感染症等により欠席する児童・生徒に対する差別、偏見が生じないように呼び掛けを行っております。これらのたよりは学校に掲示して児童・生徒に情報を呼び掛けるだけでなく、保護者連絡ツールである「C o D MON」を利用して全家庭に周知を図っています。教育委員会におきましても、教育の場・集団生活の場として健全な学校環境を維持するとともに、児童・生徒が健康な状態で教育を受けることができるよう、感染症予防を継続してまいります。

以上申し上げて答弁といたします。

議 長
7 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 7 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ） ただいま御答弁をいろいろ受けました。

それでは、再質問をいたします。

まずは感染症についてでございます。感染症につきましては、いろいろな種類等がございます。先ほど答弁の中で 20 パーセントを目安にするとございました。この 20 パーセントの目安というのは、どういった感染症に対しての目安なのか、まずその点からお聞きしたいと思います。

議 長
学校教育
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 学校教育課長。

（ 塩澤由記弥 君 ） 学校教育課長です。

ただいまの佐藤明孝議員の御質問でございます。

学校の休業の目安 20 パーセントについての御質問でございます。

感染症の種類等は多々ありまして、学校保健安全法によって三つの分類がされているところでありますけれども、それらは別といたしまして、学校の休んでいる児童・生徒の状況が全体の 20 パーセントを一つの目安として検討をするというようなことでございます。以上です。

議 長
7 番議員

(中根信一郎 君) 7 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 今の 20 パーセント、分かりました。

そして最初の教育長の御答弁の中に、感染経路の御答弁もございました。この感染経路につきましては、いろいろな経路がございます。空気感染から飛沫^{まつ}感染、接触感染、経口感染等、いろいろな観点がございます。こういったものについては、児童・生徒等個々にそれなりの注意喚起等をなさっているのか、その点をお聞きします。

議 長
学校教育
課 長

(中根信一郎 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの佐藤明孝議員の御質問でございます。

感染経路を遮断する対策について個々の児童・生徒への指導というような内容でございます。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、まずは健康管理といいますか、感染予防対策につきましては、養護教員を中心として取り組んでおります。健康観察をするとともに、また健康だより等で広く校内だけでなく、保護者にも呼び掛けております。その中で日々の学校での生活の中で体調不良といいますか、あまりよろしくないと思われる生徒に対しましては、もちろん個々に指導もいたしますけれども、個々から学校全体、地域、保護者等で、いろいろな範囲で呼びかけをして感染予防に努めているというような状況でございます。以上です。

議 長
7 番議員

(中根信一郎 君) 7 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 今の学校教育課長の御答弁の中で養護教員を中心として対応に当たるというお話がございました。ただ養

護教員は、医療行為は全くできません。当然、投薬もできません。しかしながら条件付きで介助の投薬ができると聞いております。こういったところで、例えば学校内で、らしい児童・生徒さんが現れた場合については、保健室等へ一旦隔離等なさるのか、そして仮に保健室に隔離なされた場合については、保健室自体がそういった作りのもの、いわゆる隔離的なものに対する対策等も保健室で講じていらっしゃるのか、その点をあわせてお聞きします。

議 長
学校教育
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 学校教育課長。

（ 塩澤由記弥 君 ） 学校教育課長です。

ただいまの佐藤明孝議員の御質問でございます。

学校内での活動において調子の悪くなった児童・生徒への養護教員の対応についての御質問でございました。

万一、授業中、学校活動の中で体調が優れない、もうみんなと一緒にの取組はできないというような状況ですと、やはりまずは保健室へ案内して保健室の中でのケアという運びになります。ただその際、医療行為ができませんので、例えば熱を測って、熱が高いとか、状況に応じて、家庭、まずは保護者へ連絡を取って、まずは速やかに子供たちを引き渡しといいますか、家に帰るような手はずを取るということが一つ。あと学校で保護者が来るのを待つ間は、ベッド等がありますので、そこで安静にして待機すると、その際にはやはりほかの子供たちへのまん延を防ぐために、カーテンをしたりですとか、マスクをしたり、十分そのほかの児童への感染を防ぐような行為をしたうえで、そのような対応をとるといようにしております。以上です。

議 長
7 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 7 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ） そういった調子の悪い生徒さんが出た場合については、保健室等でそれなりの対策も講じて、ケアをするというところで安心できるような御答弁をいただきました。

それでは、引き続いて出席停止と臨時休業についてお聞きしたいと思います。この出席停止については学校保健安全法第 19 条に

議長
学校教育
課長

校長先生がこういったことができます、そしてさらに同法施行令には、第6条、第7条にも同じく校長がそういった処置ができる、さらには報告をするという内容も確かに書かれています。そういったところにつきまして、現実には校長先生、そういった報告等を設置者になされてきたのか、もしくは教育長にもそういったお話があったのか、過去の例で結構でございますので、その点をお聞かせください。

(中根信一郎 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの佐藤明孝議員の御質問でございます。

学級閉鎖に係る取組の実例といいますか、手続等についての御質問でございます。

まず学校におきまして、児童・生徒の朝の出席状況でありますとか、学習活動が続けていく中での体調不良者、例えば早退者でありますとか、諸々の健康観察をする中で、先ほども説明させていただきましたように、おおよそ20パーセントの生徒の体調不良を一つの目安として見受けられた場合、また同じ学校でも兄弟がございましたし、また小学校、中学校、学校区でもございましたし、地域の中での感染が予想されているような状況を受けて、このまま通常の授業をやっていくうえで、感染者がより広がるのではないかというおそれが学校として判断された場合は、まず学校医等に相談をしながら、この先どういような対応が図られる方が望ましいかという相談をしていただきます。その状況を踏まえて、町の教育委員会に状況を報告いただいて、例えば、例年ですとお祭りの時期といいますか、寒くなりかけ、10月、11月頃からお祭りがあつたり、学校の取組といいますか、学習以外の体育祭であつたり、修学旅行であつたりという取組もございます。それら諸々、学習の進路状況もございますので、そこら辺の相談を受け、学校と学校医、教育委員会、町、それぞれで情報を持ち寄って、状況判断して、学級閉鎖をしようと。期間につきましても、何日が望ま

しいか、週末の土曜日、日曜日を挟むケースもございますので、その辺りを加味して総合的に判断をして、学級閉鎖の判断というのをしている状況でございます。以上です。

議 長
7 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 7 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ） 分かりました。

それでは、次に臨時休業についてお聞きいたします。

臨時休業もやはり同法第 20 条に記載がなされてございます。ここには学校の設置者ということで書かれておりますが、内容的には校長にも委任することができる旨も同時に書かれてございます。こういったところで学級閉鎖等、臨時休業等をいたした場合については、保健所へも連絡を行う場合もあるという記載がございますけれども、こういった場合について保健所からはどのような指示が学校になされるのか、また学校としてはその指示を受けてどのような対応をとるのか、その指示通りの対応をとるのかというところを聞きたいと思います。

議 長
学校教育
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 学校教育課長。

（ 塩澤由記弥 君 ） 学校教育課長です。

ただいまの佐藤明孝議員の御質問でございます。学校の休業状況出席停止状況についての保健所との連絡についての御質問でございました。

御案内のとおり、学校の出席停止状況、休業状況というのは、保健所へ随時報告を行っております。保健所では磐周地区といいますか、広域的に感染症のまん延状況等を把握する中で、その情報を各教育委員会を通して学校にお知らせをしているというようなことでございます。また、個々の学校に対して、保健所がこうしてくれ、ああしてくれというような具体的な指示というのは、過去受けてはおりませんので、やはり保健所としては広域的な観点からの動向を把握し、それぞれの地域にお知らせするというような取組を行っております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

（ 佐藤明孝 君 ）保健所等の指示も具体的なものはないけれども、やはり広域的に見ての指示等はあるということですね、分かりました。

それでは、次に児童・生徒さんの就学時の病歴等の確認についてお聞きをしたいと思います。

感染症には先ほど来から出ておりますように、いろいろな種類がございます。そういったものについても、やはりワクチンの接種というのが防止するには一番の方法ではないかというところでは言われてございますが、このワクチン等の接種歴というのは、就学時に例えばどこかお医者さん等行った時に、母子健康手帳等にもいろいろ書かれているということでございますけれども、そういったところの確認というのは間違いなく、学校でもなされていると解しますけれども、それでよろしいでしょうか。

議 長
学校教育
課 長

（ 中根信一郎 君 ）学校教育課長。

（ 塩澤由記弥 君 ）学校教育課長です。

ただいまの佐藤明孝議員の就学児健診等におけるワクチン接種の把握状況等についての御質問でございます。

御案内のとおりですけれども、就学を迎える児童・生徒には就学時健診を合同で、町全体で行っております。その際、内科とか耳鼻科、外科、検査する項目が決まっておりますけれども、その際、ワクチンを接種したかどうかという確認まではしておりません。現在、保護者の意思とかによりまして、ワクチン接種の強制力といたしますか、義務的なものではございませんので、そこまでの確認はしていないというような状況でございます。

議 長
健康こども
課 長

（ 中根信一郎 君 ）健康こども課長。

（ 朝比奈礼子 君 ）健康こども課長です。

ただいまのワクチン接種の関係で、私からも少しお答えさせていただきます。

子供の定期予防接種の関係は健康こども課で管理をさせていただいておりますので、各個人のワクチン接種の状況については全

て健康こども課で管理をしているということで把握をしているところでございます。

定期予防接種というのは、インフルエンザは入っておりませんけども、例えば麻しん、風しんであるとか、5種混合であるとか、そういったもの、A類で定期で受けるよう努力する義務があるといったものについてのワクチン接種について、健康こども課で管理をしたり、それから接種の勧奨をしたりということで実際しております。補足ですけども、幼稚園や保育園につきましては、入園時にワクチン接種の確認をしているところでございます。以上です。

議 長
7 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 7 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ） 分かりました。

それでは、この件についての最後の質問とします。

この感染症等について、例えば学級閉鎖をしました、臨時休業しましたといった場合について、その対象となった児童・生徒さんが改めて登校できるようになるには、どの程度の期間を要すると捉えているか、それを最後にお聞きします。

議 長
学校教育
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 学校教育課長。

（ 塩澤由記弥 君 ） 学校教育課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問でございます。

出席停止になった生徒が学校へ復帰する際の手続、目安等の御質問でございます。

実際に、児童・生徒がインフルエンザ、新型コロナウイルスの感染が確認された場合、手続といたしまして、経過観察表というものをお渡しして家庭で記載をしていただいております。インフルエンザにつきましては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでが出席停止となっております。したがって、まずは発症した日から5日間の1日2回、朝夕の体温を測っていただくということを記入する用紙がございます。それを5日間、もしくは解熱した後2日を経過する日まで記入してい

議 長
7 番議員

ただきまして、その確認の基に出席停止措置の解除をするという
ような手順で確認を行っているところです。以上です。

（ 中根信一郎 君 ） 7 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ） 分かりました。

それでは、これからもいろいろな感染症、まだまだ発症すると思
います。先ほど御答弁がありましたように手洗い、うがい、手
指消毒等、ぜひ油断せずに児童・生徒さんにも励行していただく
ように、また御指導願えればと思います。

それでは、続いて 2 問目に移りたいと思います。

「自由進度学習に対する取組について」でございます。

愛知県知多郡東浦町立緒川小学校では、学習の主体は子供であ
るという考えの基に、個別化、個性化の教育を実践しております。
当該小学校は 1978 年にオープンスクールとして生まれ変わり、児
童に対し、「指導の個別化」、「学習の個別化」をキーワードとする
自由進度学習をスタートさせております。この学習方法は、今ま
での管理教育と違い、児童・生徒の個別化や個性化を重視した教
育方法となっております。自由進度学習は、文部科学省で推奨さ
れ、近年教育委員会でも取り入れられる傾向が見られますが、こ
の自由進度学習に対して、森町はどのように考えるか伺います。

議 長
教 育 長

（ 中根信一郎 君 ） 教育長、野口和英君。

（ 野 口 和 英 君 ） 教育長です。

佐藤明孝議員の御質問に私、教育長から申し上げます。

自由進度学習は、子供自身が学習計画を立て、自分のペースで
自主的に学習を進める方法のことです。子供たちは独自の学習計
画を立て、自ら教材を選んだり、調査や実験をしたりしながら学
習を進める学習のスタイルとなります。

議員御案内の愛知県の緒川小学校では、1978 年から学校にオー
プンスペースを設置して、「指導の個別化」、「学習の個性化」を進
め、長きにわたり「自由進度学習」に取り組んでいます。

本町におきましては、学習指導要領における「主体的・対話的で

深い学び」の実現に向け、GIGAスクール構想によるICT端末の利用等により、「個別最適な学び」や「協働的な学び」を可能とする実践を行っているところであります。この中で「個別最適な学び」に向けた取組が、結果として個々の子供の学習進度により取り組む「自由進度学習」につながったり、「小集団学習」の中で友達と一緒に「協働的な学び」に取り組むことによって学習意欲の向上を図ることにつながったりしていると考えております。

本町における自由進度学習の具体的な取組といたしましては、学校において各教員が「単元内の自由進度学習」に共通意識を持って取り組み、児童・生徒の主体性を育てるために、授業に自己選択、自己決定をする場面を意図的に取り入れております。また、個々の教員の授業の中で「授業内の自由進度学習」として、活発に意見交換をしたり、児童・生徒が自分で資料収集をしたりすることを促すことで、自律的な学びにつながるよう取組を行っています。しかしながら課題もございます。自由進度学習は、子供一人一人の学力や困りごとに対応しやすいという効果が期待できる反面、教師の指導の力量が問われたり、子供の自己管理能力の個人差により学習効果の差が大きくなったりするなどの好ましくない状況が生まれることも考えられます。また、例えば国語科のように、同じ教材の学習においても多様な考え方・感じ方がある場合、児童・生徒個々の感想に留まるのではなく、一斉授業等によって全体でいろいろな意見や感想を共有し合うことを重視する学習の方が適しているケースもございます。したがって、教育委員会といたしましては、従来の「一斉授業」や「小集団学習」そして「自由進度学習」、それぞれの良さをバランス良く取り入れて授業を組み立てていくことを意識していくよう、各学校に呼び掛けてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁いたします。

議長
7番議員

(中根信一郎 君) 7番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝 君) 分かりました。

自由進度学習につきましては、当町においても授業の一環としては行われており、さらに単元内の学習ということでも取り入れられているというお話を今お聞きいたしました。従来の学習とは違ってこの単元学習につきましては、児童・生徒さんの生活や興味関心に根ざした有機的な学習活動として、自身のスキルや知識を学ぶ、さらにひいてはそれを現代の教育で生きる力を育むという過程で評価されている学習方法だと思います。非常に良い学習方法だと思いますから、ぜひ積極的に取り入れていただきたいと思いますけれども、そういった考えにつきましてはどうでしょうか、そこを聞きたいと思います。

議 長
教 育 長

（ 中根信一郎 君 ）教育長、野口和英君。

（ 野 口 和 英 君 ）教育長です。

現在の各小中学校では各教員が授業研究、教材研究を熱心に行っているところでございますけれども、1時間の授業を組み立てるのに1時間ではなくて、単元全体を見通して、この単元を通して、どのような力を子供たちに身に付けさせたいのかということをはっきりと明らかにして授業構想を行っております。したがって、従来1時間で終わった授業が2時間にまたがる、あるいは3時間にまたがって課題を子供たちが解決していくと、そういうような授業も多くなってきております。単元構想を意識した授業づくり、本当に大事なことだと思いますし、単元を貫く言語活動、このようなことも各教員は意識して授業を行っているところであります。子供たちは一つの単元を通してどんな力が身についたのか、最後に自分で俯瞰^{ふかん}できるような、そのような授業ができれば最高だなと考えておりまして、日々努力しているところでございます。以上です。

議 長
7 番議員

（ 中根信一郎 君 ）7 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ）今、学校の先生方も非常に業務が本当に多くて、ストレスがたまると一番の要因が業務の多さということも聞いております。そして先ほど、答弁の中で教師の力量等もある

というお話がございました。確かに教師の力量、普段まだ慣れていない、授業形態ということですから、これは当たり前のことだと思いますけれども、こういったこの力量をしっかりと身に付けていただくために、先生方に対して、例えば研修会とかもあると思いますけれども、そういったものを受講させるという考えはどうでしょうか。

議 長
教 育 長

（ 中根信一郎 君 ）教育長、野口和英君。

（ 野 口 和 英 君 ）ただいまの佐藤明孝議員の御質問にお答えいたします。

教員の力量を高めるために研修の機会というのは、当然ございまして、各学校ではほぼ毎月、校内研修というのが水曜日、月1回は行われております。それから、幼小中一貫教育研究が各校ごとに実施をされております。また、1年時の初任者研修、2年次研修、3年時研修、また中堅教育研修という形で法定の研修もございまして、さらには静岡県総合教育センターで行われます希望研修もございまして、それを希望すれば受講することもできますので、各教員には積極的に受講を進めているところでございます。また静西教育事務所地域支援課というのがございまして、そこにいる指導主事、教育主査が各学校を回って、授業を見て、指導を受けると、あるいは教育主査を呼んで校内研修の講師として講話をしてもらうと、そのような機会もございまして、様々な形で研修の機会は提供しているところでございます。以上です。

議 長
7 番議員

（ 中根信一郎 君 ）7 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ）よく分かりました。

それでは、次に、この自由進度学習を取り入れた場合、児童・生徒に対する評価の方法というものがどういった形になるのか、それをお聞きしたいと思います。

議 長
教 育 長

（ 中根信一郎 君 ）教育長、野口和英君。

（ 野 口 和 英 君 ）教育長です。

ただいまの佐藤明孝議員の質問にお答えしたいと思います。

自由進度学習を行った場合の評価の方法ということでございましたけれども、この場合の評価としましては、やはり言語活動が中心になると思いますので、そのレポート、あるいは制作物、そういったもので評価する場面が多くなろうかと思います。以上です。

議長
7番議員

(中根信一郎 君) 7番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝 君) よく分かりました。

この自由進度学習は、これからやはり推し進めていくべき学習と感じます。今後ぜひこの方向に向けた取組がなされるようお願いをいたしまして、私の質問をこれで終わりたいと思います。

議長

(中根信一郎 君) ここでしばらく休憩をします。

(午前10時52分 ～ 午前11時00分 休憩)

議長

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番、小澤由彦君。質問は一問一答方式です。

登壇願います。

2番議員

(小澤由彦 君) 小澤でございます。

それでは、通告どおり、一問一答方式にて行いたいと思います。

まず、一つ目として、「地域防災指導員について」ということでございます。

現在、森町における地域防災指導員は各地区一人の合計6人となっております。森町において防災の一翼を担う役職であると認識しておりますが、地域防災指導員の会議及び訓練などは現状ほとんど行われていない状況でございます。地域防災指導員の協力体制や連携を推進する考えはあるか、お伺いしたいと思います。

一つ目として、地域防災指導員に求められる資格や資質はあるか。

二つ目として、地域防災指導員に防災士の資格を取得させたらどうか。

この2点をお伺いいたします。

議長

(中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

町 長

（ 太 田 康 雄 君 ） 小澤議員の御質問にお答えいたします。

地域防災指導員とは、平成 13 年度に静岡県自主防災組織活性化検討委員会から「自主防災組織を活性化するためには、地域防災活動を専門的に指導できる人材が必要である」との提言があり、それを受け、平成 14 年度に自主防災組織に対するきめ細やかな指導や情報提供を行う者として養成することとなったものであります。

本町では、平成 15 年度から自主防災会連合会地区防災会長に推薦を依頼し、町内 6 地区に各一人の地域防災指導員を選任しているところでございます。

さて、1 点目の「地域防災指導員に求められる資格や資質はあるか。」という御質問でございますが、指導員の選任につきましては、静岡県の地域防災指導員関係事務取扱要領の中で、「消防署・警察署・自衛隊その他防災関係行政機関経験者、消防団員または消防団経験者、災害ボランティア活動者、自主防災組織会長経験者、防災委員経験者、その他地域防災活動に関する知識と経験を有する者」とされております。本町におきましては、自主防災会連合会地区防災会長に依頼する際に、「資格は防災について熱意と行動力のある人（消防団経験者等）」という要件を設けております。地域防災指導員に就任される際に、特段の資格を持っていない人であっても、就任後の研修等により、知識や技能を高めていくことは可能であると考えておりますので、町といたしましては資格等の要件を設けることなく、熱意と行動力のある人をお願いしたいというように考えております。

次に、2 点目の「地域防災指導員に防災士の資格を取得させたらどうか。」の御質問にお答えいたします。

防災士とは、NPO 法人日本防災士機構が認定する民間資格で、防災士の資格を取得するためには、防災士養成研修講座を受講し、資格取得試験に合格したうえで、救急救命講習を受講することが必要となります。職業や経歴により講座や資格取得試験が

免除となる特例もありますが、原則的には資格取得には費用と時間を要するものとなります。そのため、仕組みとして地域防災指導員に防災士の資格を取得していただくということは、なかなか難しいことであると考えますが、地域防災指導員を務めていただく人には、防災に関する知識や技術を習得していただく必要がありますので、県が主催する研修会や町の防災連絡会などにも参加していただけるよう、積極的に呼び掛けてまいりたいと考えております。

今後、町といたしましては防災士の資格取得者が増加していくような体制づくりに取り組むことを考えておりますので、防災士の人数が増えていくことで、防災士の資格を持っている人に地域防災指導員を依頼するという場面も出てくるものと考えております。

議員御指摘のとおり、これまで地域防災指導員の育成や連携した取組を十分に実施しておりませんでしたので、今後は、地域防災指導員の育成のため、県や他市町とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁いたします。

議長
2番議員

(中根信一郎 君) 2番、小澤由彦君。

(小澤由彦 君) 町の考えは十分に理解をいたしました。

この中で、例えば防災士の資格を取るうえにおいて、特例措置があるといった中で、例えば現役の消防団、OBも含みますが、分団長以上の経験者などにおいては、3点ほどの教本を自費で購入していただき、熟読をしていただくというようなことがあれば、この防災士としての資格を取るというようなことが可能となっております。こうした中、例えば現役の消防団本部、また森町まとい会、そういったところに協力等を要請していきながら、防災士等の資格を取らせるようにしていけば、この地域防災指導員になる人も協力をお願いしやすくなると思います。この点についてはどうお考えでしょうか。

議 長
危機管理
課 長

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

(鈴木知寿 君) 危機管理課長です。

ただいまの小澤議員からの御質問にお答えをいたします。

防災士の資格取得の関係だと思えますけれども、こちらにつきましては、今議員がお話、御意見いただいたとおり、特例制度というものがございます。分団長以上の階級者、退職者を含むということでございますけれども、研修の受講とか、資格取得試験の受験、あるいは救急救命講習の修了書を提出する、こういったところが免除されるものといったところを把握しております。先ほどお話ありましたとおり、防災士の教本、必ず取得して、具体的に読んでいくと、精読して理解することと、かなり分厚い本ですから、なかなかそこはお願いをするという形になっていくかと思えますけれども、こういった特例があるといったところは、当然活用していかなければいけないものであるという認識はしておりますので、消防団をやっている人、当然経験も知識もございますので、そういった人々、分団の役員会あるいはまとい会等も活用しながら、防災士の資格取得に向けてお願いをしていきたいというような考えを持っております。以上です。

議 長
2 番議員

(中根信一郎 君) 2 番、小澤由彦君。

(小澤由彦 君) O B 等に案内を出して、理解をいただくというような方向でいるということがよく分かりました。

次に、現状、地域防災指導員があることを知らないという人が非常に多いかと思えます。我々議員の中にも知らないという人がほとんどでありまして、私の場合、この地域防災指導員を 4 年ほど勤めておりましたものですから、実際に状態というのがよく分かっているつもりでございます。そうした中でせっかくこういった制度があるものですから、例えば 9 月に行われる総合防災訓練とか、12 月におかれます各地区での防災訓練、そういったものにも積極的に招集をかけて、防災の中で一翼になっていただく、そういった訓練計画等ございましたら伺いしたいと思えます。

議 長
危機管理
課 長

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

(鈴木知寿 君) 危機管理課長です。

ただいまの小澤議員からの御質問にお答えいたします。

地域防災指導員の幅広いPR、それから活用といったところ、計画、そういったところも含めての御質問かと思います。

先ほどの答弁にもありましたとおり、地区の連絡協の会長さんをお願いをしているという現状で、地域防災指導員のPRといったところは、不足しているという現状がございます。そこは認識しておりますので、森町の地域防災計画の中にも地域防災指導員制度といったところが記載されておまして、地域防災指導員を選任、育成するといったような表現も載っております。そういった中で、やはり選ぶだけではなくて、当然育成していくことも必要であるという認識は十分に持っております。そういった中で、先ほど言ったような小澤議員には令和3年から令和6年、地域防災指導員として御活躍をされておるところは認識しておりますけれども、その際、県西部地域局主体での研修、西部管内の他市町の地域防災指導員さんと研修をされたといったところ、こういったところも県もちょっと令和5年度以降、西部地域局で研修等も開催していないものですから、ここの研修を始めていただくような形でお話はしていきたいと思えますし、あと森町では先ほど議員からお話がありましたとおり、各種の防災訓練、それから森町におきましては例年5月から6月に、防災連絡会といったものを開催しておりますので、そういったところで御案内もして、その中で様々な知識を習得していただいて、それぞれの各地区の防災訓練の指導者として育成をしていきたいと考えております。以上です。

議 長
2 番議員

(中根信一郎 君) 2 番、小澤由彦君。

(小澤由彦 君) 町の考えは理解をいたしました。

今後、地域防災指導員が森町においても非常に活躍の場ができますことを御期待申し上げまして、2本目に移りたいと思えます。

「災害発生時における備蓄品の運用について」でございます。

大規模災害に備え防災倉庫には多くの備蓄品が集積されているところでございます。近年、台風や豪雨の被害などによる災害が増加傾向をたどっております。これに伴い道路や橋りょうの崩落、また倒木や落石、崩土による停電や断水などの被害が発生しております。そこで2点お伺いいたします。

まず1点目として、備蓄品支給の運用に当たり、地域別の基準を設けたらどうか。

2点目としまして、台風や大雨による被害に備え、事前に食料や飲料水などの備蓄品を、町内会に支給することは可能か。

以上2点、お伺いいたします。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田 康 雄 君 ）小澤議員の御質問にお答えいたします。

町では、大規模災害に備え、拠点防災倉庫や各避難所の防災倉庫に資機材を配備するとともに、合計4万5,000食分の食料を備蓄しております。これは、静岡県の第4次被害想定に基づき、避難所への避難者を約5,000人と想定し、1日3食を3日分備蓄しているものであります。

さて、1点目の「備蓄品支給の運用にあたり、地域別基準を設けたらどうか。」との御質問ですが、災害時の食料供給については、森町地域防災計画内の食料供給計画に「食料給与の対象者」等が定められており、対象者を「避難所に避難した者」、「住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者」、「旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客」、「被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者」としております。食料などの備蓄は、自助・共助の範ちゅうで行うことが前提であるため、災害時であっても町の備蓄品を住民一律に支給する計画にはなっていないことを御理解いただきたいと思います。したがって、備蓄品の支給に関する地域基準を設ける考えはありませんが、一

方で、災害時には食料供給計画で定められた対象者以外であっても、町の備蓄品を必要とする状況が想定されます。特に、本町には孤立が懸念される地域が多数あり、孤立予想集落への備蓄品の輸送は、本町にとって大きな課題の一つであると認識しております。

議員御提案の地域別の支給基準とは若干異なった視点からのアプローチになりますが、町では今年度、孤立対策として町内17の孤立予想集落に対し、備蓄食料、簡易トイレ、浄水器の配備を進めているとともに、孤立予想集落の方面ごとに大型発電機の配備を行いました。災害時に孤立集落となった場合は、物資のみならず、通信や医療、救助・救出等様々な問題が考えられるため、道路啓開やヘリコプター、ドローンの活用など、あらゆる手段を検討するとともに、県や自衛隊、警察、消防などの関係機関とも連携を取りながら、総合的に対応をしてみたいと考えております。

次に、「台風や大雨による災害に備え、事前に食料や飲料水などの備蓄品を町内会に支給することは可能か。」との御質問にお答えいたします。

1点目の御質問でお答えいたしましたとおり、食料等の備蓄は、自助・共助の範ちゅうで行うことを前提としております。特に、台風や大雨による災害は、事前に災害の発生を予測することができするため、多くの場合において、台風が接近する前に各家庭で準備を整えておくことや食料や毛布などを準備したうえで、あらかじめ指定緊急避難場所等に避難することが可能と考えられます。また、台風や大雨の場合は、基本的には台風や線状降水帯が通過するまでの一時的な避難となるため、指定緊急避難場所への避難者に対しては食料等を支給する想定はしておりません。したがって、台風や大雨に備えて、事前に町内会に備蓄品を支給することは現時点では考えておりません。しかしながら、土砂崩れや床上浸水等により自宅で生活することができなくなった場合には、その人の生活する場所として指定避難所を開設すること

になります。指定避難所は、一時的に避難するための施設である指定緊急避難場所とは異なり、一定期間生活を送るための施設となりますので、その際は、可能な限り避難者に不自由のないように食料や毛布等、町の備蓄を支給することを想定しております。そのほかにも孤立が予想される集落につきましては、先ほど申し上げましたとおり、孤立対策の観点から食料や浄水器、簡易トイレ等を配備しているところであります。したがって、大規模災害発生時には、備蓄も含めて、町だけでは十分な対応ができませんので、自助・共助・公助の更なる連携が重要となります。町といたしましては、自助・共助の意識向上を啓発していくとともに、自助・共助へのサポートや自衛隊などの関係機関との連携強化も進めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁いたします。

議 長
2 番議員

(中根信一郎 君) 2 番、小澤由彦君。

(小澤由彦 君) 町の考え方は十分に理解いたしました。また、17 地区に順次配備を進めているということで、こちらも安心をしたところでございます。特に三倉地区、天方地区の中山間地域におきましては、特にこういったことが考えられます。現在、そちらの過疎化も急激に進んでおりまして、老人の一人暮らしが多くなってございます。そういった人々が避難するに当たっても、自助、共助の中で共助の部分に当たるわけですが、各町内において助け合うということが非常に大切になってこようかと思えます。また、そういった形になりますと、普段の時にそれぞれの家庭での備蓄品を備えるというのは大変難しくなっているかと思えます。そうした中で、指定避難所への御移動を促していくということが大変重要になってこようかと思えます。そちらについて、各町内会と連携を進めていくというところで、各町内会にそういったマニュアル的なものをお渡しすることが可能かどうかをお伺いいたします。

議 長

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

危機管理
課 長

（ 鈴木知寿 君 ）危機管理課長です。

ただいまの小澤議員からの御質問にお答えをいたします。

マニュアル等の配布という御質問かと思います。こちらにつきましては、避難所運営につきましては、基本的には町の職員、地区防災班が二人、今、各避難所に配置されておりますけれども、その者と各地域の人々と協力して、避難所を運営していくという形になっております。マニュアル等につきましては、過去、10年ぐらい前、一度配布をしておりますし、また新型コロナウイルスの時にも避難所運営マニュアルというものを各町内会に配布をしているといったところがございます。ただし、昨今、異常気象、いろいろな形で発生をしておりますので、国の南海トラフの關係を受けまして、今、県でも第5次の被害想定を策定しております。それを踏まえて、町ももう一度、避難所運営マニュアルの見直しをして、更新をして、早期に各自主防に配布をしていきたいというように考えております。以上です。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）ただいまの小澤議員の再質問につきましては、高齢者の避難所への避難ということについて、町内会に配布するマニュアルはあるかという点もございましたので、少し補足をさせていただきます。

後ほど高木議員からも同じような内容で御質問をいただいておりますのでその際に詳しくお答えをさせていただきますが、いわゆる災害弱者について避難を促す、どのように避難をしていただくかということについては、毎年度、町内会長と各地区の民生委員、児童委員さんに協力をお願いして対策をとっているところでございます。

議 長
2 番議員

（ 中根信一郎 君 ）2 番、小澤由彦君。

（ 小澤由彦 君 ）マニュアル等も順次見直していただいて、新しいものを自主防に配布していくということでございました。また、民生委員、児童委員の皆さんとも相談をしながら連携をと

っていくということでございました。非常に大切なことだと思います。こういう災害の時に、一人でも被害が減らせるように今後も努力していただけたらなと思ひまして、私の御質問は以上とさせていただきます。

議 長

(中根信一郎 君) 引き続き一般質問を行います。

12 番、西田彰君。質問は一問一答方式です。

登壇願います。

12 番議員

(西 田 彰 君) 12 番、西田彰でございます。

私は 2 問、質問をいたします。

1 問目は、「教育現場での熱中症対策について」でございます。

先ほど他の議員から災害時の体育館、またその施設のエアコン設置という質問がありました。私は、児童・生徒の立場から立って質問をいたします。

園、学校の各教室にはエアコンが設置されております。しかし、体育館には未設置であります。体育館は、体育授業やクラブ活動で使用し、熱中症の危険が非常に高まります。早急な対策を求めたいと思ひます。

二つ目、熱中症の危険がある炎天下での長距離登下校児童に対し、親御さんたちの心配と子供たちの健康を考えるべきである。ついては、時期を限定してスクールバスの送迎を行うことはできないか。

この質問でございます。

議 長

(中根信一郎 君) 教育長、野口和英君。

教 育 長

(野 口 和 英 君) 教育長です。

西田議員の御質問に私、教育長からお答えいたします。

近年の夏期の記録的な猛暑を受け、各学校において児童・生徒の健康と安全を確保するため様々な対応を講じているところでございます。

1 点目の「園、学校の各教室にはエアコンが設置されているが、体育館には未設置である。早急な対策を求めたい。」についてで

ございますが、令和元年度以降、普通教室及び特別教室への空調設備の設置を進め、学習環境の改善に努めてまいりました。これにより夏期の暑熱による体調面への不安が軽減され、集中して学習に取り組む姿が見られております。一方で、静岡県内の小中学校の体育館等の空調設備設置率は、令和7年5月時点で21.8パーセントであり、多くの自治体が整備について検討をしていることが推測されます。

現在、町内の各小中学校におきましては、環境省が推奨する「暑さ指数（WBGT）」を計測し、その数値を基準として教育活動を行っております。体育の授業では、WBGTが31を超えると、原則として運動場や体育館での活動を中止して、多目的ホール等を活用して軽い運動を行ったり、空調のある教室で他の教科の学習に振り替えたりするなど、状況に応じて柔軟な対応を講じております。また、WBGTがそれほど高くない場合につきましては、運動場での活動を行う際、テントを設置して日陰でのクールダウンや水分補給の時間を挟みながら活動を実施したり、体育館での活動では、比較的気温の低い時間帯から体育館の窓を解放して通気を確保したりするなどして、予定された活動が実施できるよう取り組んでおります。

今年度、夏期に予定していた運動場や体育館での活動を別の取組に変更するなどの措置をとった日数は、学校によって差はあるものの3、4日程度ございました。このような状況を踏まえ、教育委員会といたしましても、学校体育館への空調の導入について、他市の導入事例を参考として検討をしております。空調機器導入の経費につきましては予定する空調機器の規模や電気・ガス式等の条件によりまちまちではありますが、空調機器導入費用が1施設あたり8,000万円程度、断熱性の確保のための改修工事費が3,000万円程度の費用が見込まれます。さらに空調設備導入後には、電気代や維持管理等の費用がかかってまいります。また、浜松市におきましては学校体育館にスポットクーラーが導入されま

したので視察を行い、冷却効果や運用状況、課題等について確認をしてきたところであります。

別の課題として、現在の学校体育館の老朽化があります。森小学校、森中学校の体育館は建築から40年を超えており、将来的に改修・改築が必要であることが想定されます。このため、新たに空調施設を整備することは、将来の改修・改築費用を過度に膨らませるおそれがございます。したがって、学校体育館への空調施設の整備につきましては、学校教育活動としての利用や導入のための経費の課題だけでなく、現在の施設の状況や災害時の避難所としての位置づけ、今後の町内の児童・生徒数の動向など、多方面から総合的に長期的な視点を持って検討していくべき課題であると認識しております。

まずは、これまで各学校で取り組んできております暑熱対策を徹底し、児童・生徒の安全の確保に万全を期してまいります。

2点目の御質問「熱中症の危険がある炎天下での長距離登下校児童に対し、親御さんたちの心配と子供たちの健康を考え、時期を限定してスクールバスの送迎を行うことはできないか。」につきまして、お答えいたします。

児童・生徒の通学距離につきましては、小学校はおおむね4キロメートル以内、中学校はおおむね6キロメートル以内という学校規模の目安がございます。森町におきましては三倉地区、天方地区の一部を除き、この距離の範囲の中で通学をしておりますが、夏期の猛暑の中、長距離を徒歩で通学する児童・生徒の負担や保護者の皆様の御心配につきましては、深く理解するところであります。

各学校におきましては、暑くなり始める時期に、児童・生徒・保護者に対して登下校時の注意事項として飲み物の準備、帽子の着用やネッククーリング等の暑さ対策グッズ、日傘の利用などを呼び掛け、熱中症予防への意識の高揚を図っております。また、下校前の帰りの会で健康観察を行い、体調が悪い児童・生徒がい

る場合は保護者の迎えを依頼したり、職員が下校中の児童の様子を見に行き、熱中症予防の声かけを行ったりするなどの対応を講じております。特に体力がない小学校低学年におきましては、より一層の注意が必要となると考えられますので、高温が続く時間帯を避けて下校させたり、低学年児童の下校時の様子を高学年児童が見ることができるよう、高学年の下校時間にあわせて集団下校をしたりする等の対策も行っております。

御提案いただきました時期を限定したスクールバスの導入につきましては、検討すべき多くの課題がございます。バス車両の確保の費用負担に加え、物流・運輸業界の運転手不足の問題、また対象となる児童・生徒の通学距離の判断や地域の線引き、学校区内に路線バスがある学校と路線バスのない学校の対応の違いなど、町全体の児童・生徒を対象として公平性の観点から慎重な検討が必要であります。このように、スクールバスを導入するには検討すべき多くの課題があり、速やかな対応は難しいと考えております。

先の学校体育館への空調設備の導入の課題と同様、多方面から総合的に、長期的な視点を持って検討していくべき課題であると認識しておりますので、引き続き多様な観点から検討をしてまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長
12 番議員

(中根信一郎 君) 12 番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 児童の声を聞きますと、暑くて体育の授業が体育館ではできないと。保健の授業に切り替え、涼しいところでやりたかったという声がありました。そして、卓球やバドミントンなどは、特に締め切ってやらなければいけない競技だと思うのです。そういったことをやるにも、体育館を締め切ったら大変なことです。できないです。こういった中で昨年、熱中症にかかった、また疑いのある児童・生徒というのは、何人ぐらいおられるのですか。

議 長
学校教育
課 長

(中根信一郎 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの西田議員の御質問でございます。

熱中症にかかった児童・生徒数でございますけれども、把握はしておりません。

議 長
12 番議員

(中根信一郎 君) 12 番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 先ほど教育長が浜松のスポットクーラーの視察をされたという答弁がありましたけれども、このスポットクーラーはどうだったのですか。

議 長
学校教育
課 長

(中根信一郎 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの西田の御質問でございます。

先に浜松市のスポットクーラーが導入されたということで、視察に行ってみりました。夏季に体育館に 2 台設置をされておまして、実態を見てまいりました。そのスポットクーラー自体はかなり大きなもので、幅が 1 メートル 20 センチ、奥行が 70 センチメートルで、高さが 1 メートル 40 センチぐらいの直方体のもので、重量が 180 キログラムとかなり大きなものでございました。体育館に 2 か所ありまして、空間全体を冷やすというよりも、そのスポットクーラーの前に立って休憩時に冷気を浴びて、クールダウンするというような目的のものでありました。実際に管理している学校の教頭先生に御案内いただいたものですから、使用時の状況を確認したところ、まずは動作時の音が大きいというようなことをおっしゃっておりました。また日常の管理として、排気ダクトを扉を開けてダクトを外に出して、ドレンホースも同じようにそこから外に出して、あと定期的にフィルターの掃除をするというようなこともございます。そういった状況を見てきたのですけれども、総合的な感想といたしましては、エアコンとして空間を冷やすという目的のものではなくて、その場所でのクールダウンにするものということですので、効果としては非常に小さ

議 長
12 番議員

なものかなと、一時的なものかなというような感想を持って見てまいりました。以上です。

（ 中根信一郎 君 ） 12 番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） このスポットクーラーが本当に一時しのぎ、そういったものだと思ふと答弁を聞くと思ふてしまいます。

それと出てくる風で、中でかき回すというものもあって、球技によっては、卓球とか、そういったものにはあまり使えないような気がしますし、今、国が空調設備整備臨時特例交付金を補助すると言っている中で、これを使った整備というのは、やはり早くやるべきだと思ふのですが、先ほど他の議員の質問の中でも、全くやる気がないような答えでしたのですが、もう一度聞きます。この空調設備整備臨時特例交付金を使ってみると、そういった考えは全くないか、ある程度は検討してみるといふのか、お答えをいただければ。

議 長
学校教育
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 学校教育課長。

（ 塩澤由記弥 君 ） 学校教育課長です。

ただいまの西田議員の御質問でございます。

体育館における空調施設の整備に取り組む意思がないのかというような御質問でございました。

先の佐藤嘉彦議員の御質問でもお答えさせていただいております危機管理課の中での位置付けでありますとか、学校教育課の中での位置付けも含めて、町として今後多方面から総合的に判断していく課題であると思ふておりますので、引き続き導入に向けて検討していくと、計画作りに向けて検討していくというようなことでお答えしております。以上です。

議 長
12 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 12 番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） 先ほど答弁のあった空調設備をやるには 8,000 万円、断熱対策で 3,000 万円、これは 1 校だけではなくて、今、森町にある小学校、中学校の体育館、全てをやった場合にこれぐらいのお金がかかるということではないのですか。

議 長
学校教育
課 長

(中根信一郎 君) 学校教育課長。
(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。
ただいまの西田議員の御質問でございます。

空調導入にかかる費用の中での御質問でございます。この空調の施設の発生 8,000 万円、断熱性の確保のための改修工事費の 3,000 万円につきましては、県下の実施した他市の実績を基におおよその目安として出させていただいた数字でございます。こちらにつきましては1施設当たりの金額となります。以上です。

議 長
12 番議員

(中根信一郎 君) 12 番、西田彰君。
(西 田 彰 君) それでこの国の補助金の補助率が2分の1ですよね。ということは1校当たり 4,000 万円と 1,500 万円ということになりますよね。

議 長
12 番議員

(中根信一郎 君) 質問ですか。
(西 田 彰 君) 袋井では体育館でこれをやるという報道もされています。そういった中で、児童・生徒が危険な場合は、もう生命に関わるような問題です。そういった中で、お金とはかりにかけるということは、もちろん行政側の皆さんもやらないとは思うのですけども、やはりもうこれから今後、気候変動で、本当に危険な状況というのはもう続いていくと思います。ですから、何かそういった本当につらい状況になる前に、その対策をするというのは行政の役割ではないのですか、どうでしょう。

議 長
学校教育
課 長

(中根信一郎 君) 学校教育課長。
(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。
ただいまの西田議員の御質問でございます。

各学校といたしましても、やはり児童・生徒の健康管理というのが最優先事項でございます。今ある状況下において、説明もありましたように、例えば体育館におきましては締め切った状態ではなく、朝のW B G Tが高くない時間に換気を十分して使うとか、授業の内容を夏季のものを少し分散させて行うとか、グラウンドでの活動をする時はテントの中で休憩しながら、水分を取りなが

議 長
12 番議員

ら行うとか、それぞれ工夫をする中で取り組んでおります。また、そういう取組全体の中で現状行っているという状況がございますので、御理解いただければと思います。以上です。

（ 中根信一郎 君 ） 12 番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） これはどれだけ質問をしましても、繰り返しになりますので、2 問目のスクールバスの関係をお聞きします。

兵庫県加西市で、スクールバスの期間を限定して取組をしています。3 キロメートル以上ある児童・生徒を送迎するというところで、大型バスが1 台、マイクロバスが1 台、あとタクシーを使ったりしています。加西市以外にこの取組をしているところを探したのですが、ありませんでした。

先ほど教育長の答弁の中で、スクールバスを運用するには、様々な問題がある、お金もかかる。またこれもお金ということが出てきておりますが、私たちが親御さんと意見交換会をやった時に、もう真っ赤な顔して帰ってくると、それこそ中川下、牛飼の子供さんの親御さんだと思います。こういった中で、本当に行政がそれに対して手を差し伸べるということは、誰が見ても当たり前ですよね、それもできない。お金がかかる。いろいろ大変な対策も必要だということですが、やはりこれはどこかでやっているからやるとか、どこでもやってないからやらないとか、そういう問題ではないと私は思うのですが、どうでしょうか。

飯田小学校の皆さんはバスが通っているから、それに乗ってもうずいぶん前からそれを使って、市場の子供たちも通っていたりしています。それに対して運賃の補助も出していると思うのです。先ほど答弁の中で、あの通りの飯田の人たちとかは、バスがないところ、差があるとかないとかという同じようにそういった補助をするべきではないか。それにはそのスクールバスを期間限定で出すというのも、さっき言った答弁は、今現状考えれば、バスの運賃を補助してくれるその人たちとの差があるのではないです

議 長
学校教育
課 長

か、そう思いません。

（ 中根信一郎 君 ） 学校教育課長。

（ 塩澤由記弥 君 ） 学校教育課長です。

西田議員の御質問でございます。

町の児童・生徒に対していろいろな学校の条件によって差があるのでではないかというような御質問でございます。

現状といたしまして、飯田小学校は戸綿地区、市場地区、長距離の集落といいますか、地区の子供たちはバスでの通学をしています。こちらにつきましては、特に町としての支援というのはしておりません。

先ほども時期を限定したスクールバスの導入についての中でもお答えしましたけれども、まず学校が小学校ですと3小学校ありますけれども、それぞれ遠い地域というのが東西南北等に分れておりますので、例えば一つの学校にスクールバスを何台配置したらいいかというような課題もございます。例えば森小ですと南北2台とか、宮園小ももちろんですけれども、それぞれ町全体としてスクールバスを導入するには、どの規模ぐらいの導入が必要かといった検討も必要でありますので、先ほどおっしゃられた路線バスの利用もございますけれども、全員の児童・生徒の公平性の観点から、やはり検討が必要であると考えております。以上です。

議 長
12 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 12 番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） 本当に水掛け論みたいになってしまいます。非常に残念です。

兵庫県加西市の取組には、国の地方創生臨時交付金が充てられています。どのような補助金があるかとか、そういったものをもっと検討することによって、町の負担も、もう大事なことをやれるということにもなりますので、そこはもう少し検討するべきではないかなと思いますが、どうでしょうか。

議 長
財政課長

（ 中根信一郎 君 ） 財政課長。

（ 鈴木俊久 君 ） 財政課長です。

西田議員の御質問にお答えします。

地方創生臨時交付金を使ったスクールバスの運行については、全国事例で調べたことはありますが、現状ケースについては把握をしてないものですから、対象外の事業ではないかなと考えておりますので、もしそういった事業であれば当然事業内容等については詳細に調査等はさせていただいていきたいと思っております。以上です。

議 長
12 番議員

(中根信一郎 君) 12 番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 私の調べ方が悪かったかもしれませんが、交付金制度はございます。それを使っているということでやっておりますので。

来年度、本当に厳しい状況になると、何か子供に被害が起これなければいいなと考えて、本当に私の胸の中では泣いています。

それでは2問目に移ります。

「県の財政ひっ迫による森町の財政への影響について」。

県は毎年 500 億円以上の歳入不足が生じておると、財政健全化に向けて取り組むとしています。そのため、知事や副知事、一部一般職の給与を削減するとの報道があった。知事は、来年度一般会計当初予算では、事業の徹底的な見直しが必要であり、県民、関係団体に協力をお願いすることになる。この質問を出した後に知事は、来年度予算に関しては各市町村への影響はないようにしたいという報道もされておりますが、お金がないというのは、これからもおそらく続くだろうと。この問題は我が森町にどのような影響が出てくると考えているか、お伺いします。

議 長
町 長

(中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) 西田議員の御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、静岡県の財政状況につきましては、報道発表や県の公式ホームページで公表されているとおり、令和8年度当初予算編成において、財源不足が 640 億円になると試算されております。

経過について述べさせていただきますと、本年7月に知事から部長に対し、令和8年度当初予算に向けた政策立案等について訓示があり、県の中期財政計画により、多額の財源不足が見込まれるため、予算編成前の夏季に徹底した事業見直しを行うことが示されました。10月22日には、県の令和8年度当初予算編成方針と夏季の事業見直しの結果が公表され、財源不足が640億円となることや予算編成過程で更なる事業見直しを行うことが発表されました。当初予算編成方針発表時には、副知事による記者発表が行われ、県民に対して財政状況を説明する異例の事態となっております。その後、現在開会されている県議会12月定例会において、財源不足対策の一環として、県知事などの特別職の給与及び一般職の管理職手当の一部を削減する条例が提案されているとのことであります。

さて、御質問にある県の財政状況ひっ迫による、本町の財政への影響について申し上げます。現在、県も当初予算編成作業中であるため、現時点で具体的な内容を申し上げることはできませんが、補助事業等を見直すという情報は提供されているため、本町の予算編成にも影響があると考えております。一方で、報道発表では、県議会12月定例会の一般質問における県知事の答弁において、市町への交付金引下げや公共事業における市町負担率の引上げは行わないとも述べられておりますので、引き続き情報収集に努めていきたいと考えております。また、近隣市町や県町村会とも連携し、市町への財政影響が極力ないよう、県へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長

(中根信一郎 君) ここでしばらく休憩をします。

(午前11時58分 ～ 午後 1時10分 休憩)

議 長

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

ここで学校教育課長より発言を求められていますので、これを許します。

学校教育
課 長

学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

先の西田議員の一つ目の御質問の教育現場での熱中症対策についての質問の中で、今年の児童・生徒の中で熱中症の人数の御質問がございました。その中で把握はしていませんというようにお答えさせていただきましたけれども、内容を確認できましたので報告をさせていただきたいと思います。

まず、町内で熱中症が疑われる子として二人の報告がございました。一人につきましては、保護者に迎えをお願いして、家に帰って早退をしております。もう一人は保健室でしばし休憩した後に、また学習、学校での活動に戻っているという二人がございます。その他、各学校では、五、六人程度は熱中症かどうかという判断はつきませんが、随時体調不良等で保健室へ来て休憩を取った後にまた学習に戻るといったような状態がございました。今年、令和7年度の夏季におきましては、以上のような状態がございました。以上です。

議 長
12 番議員

(中根信一郎 君) 12 番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 使われていない県知事公舎を売却したということがニュースが報道されました、7億円強だそうです。これによって、県が少しずつ財政再建に向けて歩み出したかなと思うわけですが、森町においても今後5年、10年かけてリノベーションに県の補助金も活用して行っていくのではないかなと思いますが、県の補助金と言われるお金は、今年度どれぐらいありましたでしょうか。

議 長
財政課長

(中根信一郎 君) 財政課長。

(鈴木俊久 君) 財政課長です。

西田議員の御質問にお答えします。

令和7年度当初予算でございますが、県の負担金、これが予算計上で3億3,544万1,000円。それから県の補助金でございますが、こちらが2億5,573万5,000円、合計しますと5億9,000万

円強という形になっております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 12 番、西田彰君。

12 番議員

（ 西 田 彰 君 ） 長期的に見ると、今後 10 年近くをかけて城下地区や旧児童館等、森町もお金をかけてリノベーションしていくということで、もし静岡県の財政が軌道に乗らなければ、今後、その部分も削られてくるというように考えてしまいますが、城下地区を含むそのリノベーションには 10 億円から 12 億円を今後かけていくということで、非常に大きな金額です。それが例え 3 億円、4 億円削られてくると、当然事業が先延ばしされることになってしまうわけですが、その辺は社会教育課としてはどのように考えておりますでしょうか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 社会教育課長。

社会教育

（ 三澤由紀子 君 ） 社会教育課長です。

課 長

西田議員の御質問にお答えします。

まず、城下地区につきましては県の補助金は考えておりません。今後の取組としましては、令和 7 年度は勝太郎家の改修で予算を使っておりますけれども、今後はそれほど予算をかけて整備していくというものではございません。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 12 番、西田彰君。

12 番議員

（ 西 田 彰 君 ） 私の認識がちょっと不足していたかもしれませんが、そういった中では今まで城下地域の整備に関して、行政からのあれでいくと、勝太郎家にとどまらず「みなとや」とかそういったものもリノベーションの中に入っていくと私は聞いていたのですが、どうですか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 社会教育課長。

社会教育

（ 三澤由紀子 君 ） 社会教育課長です。

課 長

ただいまの西田議員の御質問にお答えいたします。

昨年 12 月に今伴走支援していただいております HERI TA の法人の人に来ていただきまして、議員の皆さんに歴史的資源まちづくりについて、御説明をしていただいたところではあります

が、面的に整備していくというこの取組については行政が行うものではなく、まちづくり団体を設立して、その団体が資金を調達して取り組んでいくというものになります。町の立場としましては、12月議会で出資金を計上させていただいておりますけども、そういったまちづくり団体に対し支援をしていくという立ち位置になります。なので、今後もし「みなとや」とか、そういったところを整備していく場合には、今後作るまちづくり団体が資金を調達して、改修費用を負担し、それをまた運営の中で回収していくというような取組になります。以上です。

議 長
12 番議員

(中根信一郎 君) 12 番、西田彰君

(西 田 彰 君) その面においては、理解をいたしました。

先ほども答弁の中にあった5億9,000万円以上のお金が県からいろいろ負担金とか、補助金で来るということですが、これが今後どのようなになるかというのは全く定かではありませんが、かなり経費節減のために県も力を入れていくと考えます。そういう点で、町としてももう経費の削減や事業の見直しというのも少しずつ必要になるのではないかなと考えるわけですけども、特にここが無駄というのは、そこまではまだ調べてございませんが、そういった効率化、無駄をなくすという点で、何かこれをやっていきたいという考えがあるのか、それをお聞きします。

議 長
政策企画
課 長

(中根信一郎 君) 政策企画課長。

(鈴 木 勇 登 君) 政策企画課長です。

西田議員の御質問にお答えをいたします。

事業の見直しについて、今後どうやっていくかというようなことでございます。

町としましては、今年度から町長ヒアリングの時期を前倒しして、何か見直しができる事業がないかとか、そういった点についても踏まえながらヒアリングを行ってきたところでございます。来年も引き続き、こうしたものを継続して、止められる事業といったようなものを検討してまいりたいと考えております。以上で

す。

議 長
12 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 12 番、西田彰君
（ 西 田 彰 君 ） 財政的な検討が積極的に行われているということは評価をさせていただきます。やはり町民の税金であり、国民の税金であるということを念頭に置いて、行政改革に取り組んでいただきたいと思います。

質問を終わります。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 引き続き一般質問を行います。

5 番、鈴木哲司君。質問は一問一答方式です。

登壇願います。

5 番議員

（ 鈴 木 哲 司 君 ） 5 番、鈴木哲司です。

一問一答方式でお願いいたします。

質問事項は、「職員の法令順守について」です。

新聞等で、公務員による不祥事、例えば飲酒運転、免許更新忘れの公用車の運転、教職員による盗撮、違法賭博、パワハラ、セクハラなどが数多く報道されているように感じます。様々な職員がいる中で、法令遵守のための町の取組について伺います。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

近年報道される公務員の不祥事は、公務に対する信頼を損なうものであり、非常に憂慮すべき事態であると認識しております。そのため、町では、法令遵守のための様々な取組を行っております。

まず、役場に入庁してすぐに地方公務員法について研修を行っております。この研修の中で、新規採用職員に対し、服務規律と分限処分・懲戒処分等について教えております。地方公務員法研修は、静岡県市町村振興協会が行う広域研修の中にもあり、入庁 7 年目程度の職員にも改めて受講させております。

懲戒処分につきましては、「森町職員の懲戒処分に関する指針」を策定しており、その目的を「本町職員が職務を行う上で特に留

意すべき事項に関して、標準的な処分量定を明示することにより、服務規律違反等に対してより一層厳正かつ公正に対処するとともに、不祥事の発生防止に資すること」としております。この懲戒処分に関する指針は、職員がいつでも見られるようポータルサイトに掲示しております。さらに、毎年、長期休暇となる年末年始の前には、職員一人一人が全体の奉仕者であることを自覚し、住民の疑惑や不信を招くような行為は厳に慎むよう、服務規律の確保について通知を行い、徹底しております。加えて、選挙の都度、地方公務員は、地方公務員法により政治的行為の制限が、公職選挙法により公務員等の地位利用による選挙運動の禁止がされておりますので、政治的中立性及び服務規律の確保に努め、住民の疑惑や不信を招くような行為は厳に慎むよう通知を行っております。これらの服務規律等につきましては、各所属においても、管理職が日々指導をしております。

また、ハラスメント防止に関しましては、「森町職員のハラスメント防止に関する規程」を策定し、こちらも職員がいつでも見られるようポータルサイトに掲示しております。相談窓口を総務課、学校教育課、病院管理課に設け、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じることとしております。

今後も職員一人一人が法令を遵守し、町民の信頼に応えられるよう、引き続き努めてまいります。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長
5 番議員

(中根信一郎 君) 5 番、鈴木哲司君。

(鈴木哲司 君) 町の取組み方は、よく分かりました。

次の質問に行きます。公務員がこのような不祥事が多いという原因は何か分かりますか。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平田章浩 君) 総務課長です。

鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

公務員の不祥事が多い理由についての御質問かと思えます。

うちの町に限定せずに全国的に見て公務員が多いという意味ということで捉えさせていただいて、答弁をさせていただきますけれども、マスコミから報道されるのは、民間事業者において、こういった法令違反等の不祥事があった場合、民間について報道されません、公務員について報道されますので、多いかどうかというのは、そこについてもこちらでちょっと認識しておりません。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 5 番、鈴木哲司君。

5 番議員

（ 鈴木 哲 司 君 ） 私も長く公務員をやらせていただいていますので、自分の経験からだとやはりストレスが一番強いのではないかなと感じております。部下がストレスを感じた時に、どういう対処を上司はしていますか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

総務課長

（ 平田 章 浩 君 ） 総務課長です。

鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

役場の各部署では朝礼ということで、毎朝各課で行っております。その中でももちろん管理職、係長は係員、課の職員の表情等々を見ながら朝礼を実施しておりますので、職員のそういった表情であるとか、お客様に対する態度、同僚に対する態度とかを見ながら声掛けを実施しているといったことが主な方法かと思えます。

町で用意をさせていただいたものにつきましては、ダイジョブ・プロジェクトという業者をお願いをしまして、月 1 回そういった相談できる場も用意をしておりますし、私たちが入っている組合の中でもそういったサービスが提供されていますので、相談できる方法はいろいろ用意をさせていただいているということで認識をしております。特に新人職員につきましては、先輩職員が 12 月まで付いていつでも相談できる一対一の関係を作って、制度とさせていただいておりますので、そういういろいろな場所で

相談できるような機会を用意させていただいております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 鈴木哲司議員に申し上げます。

発言の要求をしてから発言をお願いします。

5 番、鈴木哲司君。

5 番議員

（ 鈴 木 哲 司 君 ） 総務課長の朝礼の時に顔色を伺うということは大変良い取組だと思っています。それ以上に不安な人間は目で訴えますので、これからそちらも見ていただきたいなと思っています。

そういった職員を見つけたときには、どういう対応というか、対処をしますか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

総務課長

（ 平 田 章 浩 君 ） 総務課長です。

鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

そういったときには、まず声かけをして、相談といいますか、不安、ストレスを引き出しやすい言葉掛けをし、相談を進めていくというようなことを行います。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 5 番、鈴木哲司君。

5 番議員

（ 鈴 木 哲 司 君 ） 幸いにも森町からこういった報道が出ていないものですから、またこれからそのような行動で職員を守っていただきたいと思います。

二つ目の質問に行きます。

「商品券の発行について」です。

最近の物価高及び森町の商店活性のために、商品券の発行が有効と考えられるが、発行する考えはあるか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長

（ 太 田 康 雄 君 ） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、昨今の物価高騰は町民生活に大きな影響を与えており、喫緊の課題であると認識しております。

物価高への対応につきましては、国において 11 月 21 日に総合

経済対策が閣議決定され、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の２兆円の追加が示されました。また、同日付で、国から事務連絡があり、本町を含め、各自治体において速やかに事業の検討を進めるよう通知がございました。町といたしましては、各担当課に１２月２日付けで「重点支援地方交付金の追加交付に伴う事前準備について」の事務連絡を発出し、事業検討を進めるよう指示いたしました。その後、１２月１６日に令和７年度補正予算が国会で成立し、交付金制度要綱や森町における交付限度額２億２,８４８万２,０００円が示されたところでございます。交付限度額として示された２億２,８４８万２,０００円のうち、国が示している推奨事業メニューにおける生活者支援として「食料品の物価高騰に対する特別加算」６,６３１万４,０００円が内数として示されており、町はこれを必須項目として地域の実情に応じて事業を実施することが求められております。国から具体的に示されている事業例といたしまして、お米券、電子クーポン、地域ポイント、食料品の現物支給等に加え、議員御提案のプレミアム商品券も事業例の中に含まれていることを確認しております。

さて、本町におきましては、過去に新型コロナウイルス感染症対策の一環として、国の交付金を活用しながら、令和２年度から令和４年度にかけて「森上げようプレミアム商品券」を３回実施してきた実績がございます。これは、町が補助金を交付し、森町商工会が主体として実施したものであり、１万円の商品券を購入すると３０パーセントのプレミアム分として３,０００円が上乗せされ、町内の取扱店において合計１万３,０００円の買物に利用できるというものでございます。いずれも好評で、販売が始まった数日後には完売となりました。

このプレミアム商品券につきましては、それぞれメリットとデメリットがあると考えております。メリットといたしましては、購入者がお得に買物ができること、商品券の使用先を町内に限定することで、地域内での消費が促進され、議員御案内の商店活性

化に直接つながること、食料品や日用品など特定の品目に限らず幅広く利用できるため、多様な品目の物価高騰の影響を緩和できることなどが挙げられます。実際に、令和２年度から令和４年度に実施したプレミアム商品券事業では、１万３,０００円分の商品券を全取扱店共通の１万円分と大型店舗使用不可の３,０００円分に分け、町内の約１５０店舗で商品券が使用されたことで、町内の商店活性化に大きくつながったと認識しております。一方で、デメリットといたしましては、商品券の印刷や管理、販売事業者の登録作業や事業実施後の換金作業等に負担やコストがかかること、プレミアム商品券を購入するためには、購入の元手となる現金が必要となり、物価高騰対策として、すべての町民に公平に行き届かないという懸念があることなどが挙げられます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付の詳細は１６日に明らかになったばかりでございます。先に述べましたプレミアム商品券のメリット、デメリットを踏まえ、町民にとって必要な物価高騰対策を第一義の目的として、十分に検討したうえで、早期の生活者支援、事業者支援の事業実施に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長
５番議員

(中根信一郎 君) ５番、鈴木哲司君。

(鈴 木 哲 司 君) よく理解できました。

質問を終わります。

議 長

(中根信一郎 君) ここでしばらく休憩をいたします。

(午後 １時３９分 ～ 午後 １時５０分 休憩)

議 長

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

８番、川岸和花子君。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

８番議員

(川岸和花子 君) ８番、川岸和花子です。

通告のとおり、以下の１問の質問をさせていただきます。

「高齢者の介護予防事業の拡大について」。

町では、少子高齢化、高齢者のみ世帯の増加など社会問題に対して、地域包括ケアシステムの推進、深化に努めており、「いつまでも達者で暮らせるまち森をめざして」高齢者福祉計画第9期介護保険計画に添い、充実した福祉サービスにつながるよう事業を進めておられます。しかし、年少人口、生産年齢人口の減少は加速しており、どの分野においても、人材の確保が難しくなっております。今後も高齢化率が上がる予測であり、要支援、要介護者を増やさないためにも、健康な高齢者の介護予防、健康維持が大切であることから、町では多くの事業に取り組んでおられると認識しております。それらの事業を地域主体の活動につなげるためにも、誰でも利用できる中心的場所として、町の施設を利用して、通所型サービスA（ミニデイサービス）を増やして、常時設営する考えがあるでしょうか。以上です。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）川岸議員の御質問にお答えいたします。

初めに本年4月1日現在の高齢者の状況でございますが、本町の65歳以上の高齢者数は6,268人、高齢化率は37.2パーセント、後期高齢者数は3,409人、後期高齢化率は20.2パーセントで、高齢者数は昨年より微減、後期高齢者数は増加しております。高齢者のみ世帯は2,178世帯、全世帯に占める高齢者のみ世帯の割合は32.3パーセントで、高齢者のみ世帯は昨年より増加しております。

このような中、町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、地域包括ケア会議の実施とともに重層的支援体制の整備に取り組んでおります。また、住民の相互の支え合いの取組が効果的であることから、町で養成した介護予防支援ボランティア「元気もりもりサポーター」の皆さんに、地域において100サ

ロンやお出かけ運動教室を開催していただいております。そのほか、住民が歩いて通える場所に居場所やサロンを開設できるよう、住民を対象とした居場所づくり講座を開催し、地域での居場所の新規開設及び継続開催のための支援をしております。また、社会福祉協議会へ配置している生活支援コーディネーターとともに住民が地域で支え合う体制の整備に取り組んでおります。

今後、後期高齢者人口、後期高齢化率の上昇に伴い、医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者が増えることが予想されることから、引き続き医療と介護の連携強化を図り、シームレスな支援体制の構築を推進してまいります。また、認知症のある人の増加も予想されることから、認知症サポーター養成講座開催による普及啓発や脳活性化教室開催による予防の取組にも注力しております。さらに、令和5年度から公立森町病院から地域包括支援センターへリハビリスタッフの派遣を受け、介護予防の各事業においてリハビリの視点を取り入れた活動を実施しております。

さて、議員御提案の通所型A（ミニデイサービス）は、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業における通所型サービスのうち、町で規定する緩和した基準で実施しているA7の通所型サービスに当たります。具体的には、提供時間は従来の通所型よりも短縮した中で、昼食の提供、体操やゲーム、趣味活動や外出などのアクティビティ、季節の行事などのプログラムを実施しております。現在、町内には、遠州中央福祉会の「さわふれクラブ」、三倉デイサービスセンターの「みやまなっかクラブ」、一宮のゆうゆうの家の「ゆうゆうライフ」がございます。

町といたしましては、A7の通所型サービスにつきましては、介護予防の効果が得られることは認識しておりますが、事業実施に最も重要となる運営ノウハウをはじめ、人材、設備を有しておりませんので、既に人材及び設備を有し、また通所型事業の実施の経験豊富な民間の事業所においてA7事業所を実施していただ

けるよう推進してまいります。町におきましては、現在実施しております事業について、さらなる充実を図ってまいります。

以上、申し上げまして答弁いたします。

議 長
8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 通所型サービスAというのは、A7と言われる要支援1、2などの比較的軽い認定を受けた人が利用されると伺っております。また閉じこもりの予防であるとか社会参加、運動、レクリエーション等でお年寄りが元気に通っているというイメージであります。

さわふれクラブさんが来年の令和8年3月をもって閉所するというのを伺いました。さわふれクラブさんにはたくさんの人が登録しているとも伺っていて、利用者はとても楽しみにされているということでしたので、なくなるということで不安の声を伺いました。さわふれクラブさんは送迎もありますし、またお達者サロンなども開催されておまして、皆さんが本当に元気に楽しみに通われていたと思います。その先のこと、やはり次に通うところを探しておられるというようなお話を伺いました。元気な高齢者をできるだけ介護の必要のないように生活していただけるようにということで、森町でも森町社会福祉協議会さんとも連携していただいて様々な事業を行ったり、地域における支え合いの体制づくりを全体で進めていただいているところですが、先ほども答弁に入っておりましたけれども、地域の住民で居場所を作ったり、サロンづくりをしたりということを目指して、介護予防支援ボランティアを育成して、地域にあると送迎も必要ないですし、自分の家の近くで集まるということができるとということで、そういうボランティアを中心に進めていこうとされていると思うのですが、その移動サロンも現実にはやはりお声掛けしても中心となる人がいないとそんなにたくさんの人が集まってこれるわけでもないですし、現在もボランティアでの団体であるとか、シルバーの人が集まる団体はあるのですが、人間関係もあ

りますし、例えばそういう人間同士でのトラブルなどがあると続けるのが難しかったり、人数が減ったりとかということも現実にあると思います。そしてその中心となっているボランティアさんも高齢化していく中で、どうやってそういう場所を継続していくのかというのは課題の一つかなとも思っています。

そこで考えたのですけれども、支援ボランティアさんを育てて、各地域で立ち上げてもらおうというのが今の町の姿勢だとは思いますが、ちょっとすんなりと進みにくいのではないかなと思ったのです。それで、例えば福祉センターとか中心となる場所に元気な高齢者が集まって、どこの地区の人でも来ることができて、交流ができるような場所を作って、その中からこういう場所を各地域で作っていったらどうかという流れになったらどうかと思いました。例えば、今ある地域での団体さんも上手くいかなかったときに、人数が減っちゃったとか、集まりにくくなったというときにでも、でも福祉センターの中心へ行けば行けるところがあるというようなものを作ってはどうかなというのがこの私の質問です。そこで通所型サービスAというものを社協さんと協力して行っていくという方向はどうかなというのが今回の趣旨ですけど、さわふれクラブさんは今回閉所されるということで、民間の企業さんでもありますし、原因は分かりませんが、人の確保とか人件費とかの高騰などで決定されたと思うのですが、ある意味その森町では需要がすごく高いということで、必要であると思います。なので、どの地域からも通えて、安定して存在して、お達者サロンも開設できるようなものを作っておいて、先ほど、そのノウハウもないし、人材もないというようなお話もありましたけれども、そういう場所、特に福祉センターのような社協さんもあって福祉課もあるような場所にそういう場所があれば、今後広げていく時の中心的場所になるのではないかなとも思ったのです。今の保健福祉センターの1階は、子供たちの放課後児童クラブになっているところもありますけれども、今は働くお父さん、

お母さんが助かっていて良いと思うのですが、今後児童さんが少なくなっていくときに、そちらで例えばそういう通所型の集まる場所、居場所サロンを構えていくのも一つの方法かなと思うのですけれども、先ほどの答弁では難しいというお話でしたけれども、今一度、この考えに対してはどうか伺います。

議 長
福祉課長

（ 中根信一郎 君 ）福祉課長。

（ 中 村 貢 君 ）福祉課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

保健福祉センターを中心として、拠点とした施設を整備していったらどうかというような御質問かと思えます。

答弁の中にもありましたように、その運営をするに当たってはやはり人材の確保ということが重要になってくるかと思えます。やはりそれなりの専門的な知識のある人が必要になってくる事業ではあると思っております。先ほど、社会福祉協議会と連携をしながらというようなお話の中もありましたけれども、社会福祉協議会さんもそういった専門職員の確保に関しては、かなり苦慮しているというような状況となっておりますので、新規で事業を立ち上げるというのは、非常に難しいかなと考えておるところであります。以上です。

議 長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ）8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ）担当課ではないかもしれませんが、町の幼稚園のことですが、公立幼稚園のあり方の方針が示されております。現在、公立の幼稚園は三つあるわけですが、そのあり方の方針の中でも、今後、人数の減少等で1園から2園になるだろうという予測もあります。でも今、本当に想定よりも遥かに生まれる子供の数が減っていると思うので、おそらく1園になってくるのではないかなと思います。人数が15人を切ってくると思われますので、そうするとまた幼稚園が空いてくると、森町が持っている施設というものが空いてまいります。高齢者が増えて子供が減少するバランスからこういう施設を活用して、高

齢者の集まることのできる施設に変更していくようなことをちょっと長い目で見ていってもいいのではないかなと思います、いかがでしょう。

議 長 (中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 幼稚園の今後のあり方を考えると空いてくる施設もあるのではないかと、そういった施設の活用という再度の御質問でございます。

最初の私の答弁でも申し上げましたし、また福祉課長からも申し上げましたように、課題としてはスタッフ、人材の確保ということでございます。ですので、町有施設の利活用について当然そういった活用も利活用の一つの考え方だと思いますし、まだ実際に幼稚園を休園・閉園というところまで進んでいるものばかりではありませんので、今後、町有施設の利活用という観点から考えた場合に御提案のような施設に活用していくということは考えられますけれども、町として施設を貸し出すことは可能ではあっても、そこを運営するにはやはり専門職のスタッフ等の確保もございますし、そこまで町がやるべきかどうか、民間に委ねるべきは民間に委ねるべきだと考えますので、そこは切り離して考えていただければと思います。

議 長 (中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

8 番議員 (川岸和花子 君) スタッフと人材の不足が一番の課題であるというのは、おっしゃるとおりだと思いますけれども、子供が少なくなつて、高齢者が増えていくこの極端な少子高齢化が進んでいく中で、高齢者の今言われているウェルビーイングを確保していくためにも、政策に高齢者の居場所づくり、また生きがいづくりに注力していくことが、介護度を上げず、できるだけ元気で健康で活動的な高齢者の高齢生活をしていただけるためにも、政策の重点化が今以上に必要になってくるのではないかと思います。

先ほど社会福祉協議会さんのお話が出ておりますが、社協さん

では本当にボランティア活動とか、児童福祉、子育てもそうですし、介護福祉事業等、本当に自立支援とか、多岐にわたる事業を行っていただいております、感謝するところでありますけれども、社協さんの昨年度の決算書を拝見いたしますと、年々繰越金が減っていると、基金も取り崩しておられるのですけれども、それはやはり介護福祉というか、そちらがどうしてもマイナスになってしまっておりまして、もうだんだんと基金も限りがあるものですから、毎年、その部分だけが赤字というか、それはこれから高齢者が増えていくうえで、ある程度の金額がかかるのは仕方ないと思うのですけれども、私の世代も団塊ジュニアですので、私が高齢者になる頃、あと10年、20年経つ頃にまでは増えていきますし、また後期高齢者もまだまだ増えていくということで、社協さんの事業規模も増えていくと思うのです。なので、これから社協さん、現在は、町から社協さんへの補助金としては、人件費の一部として4,000万円弱を出していると思うのですけれども、これは今後の町の方向として、町長に伺いたいと思いますが、社協さんの今後の対応について、その点でどう考えておられるか、今後の長期的な見通しとしてどう考えておられるか伺います。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ）社会福祉協議会につきましては、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織と社会福祉事業法に基づいて設置をされていると認識しております。実際、町からも様々な事業について社会福祉協議会さんに委託をしたりしている事業もございます。ですので、高齢者福祉に限らず、福祉全般において地域の困り事を解決していただく、または緩和していただくために必要な組織であると考えております。そのような中で、現在、町において人件費を補助金として交付をしております。社会福祉協議会の事業の中にも収益事業もございますし、介護報酬で運営している事業もございます。そういった中で、どのような部分に町として支援をしていくべき

か、それは町がこれからそういった福祉の面を支えていただいている社会福祉協議会さんにどのような働きを期待するかということにもなろうかと思います。当然、これから先も森町にとって、森町社会福祉協議会は必要な存在であると考えておりますので、よく協議をしながら、常日頃から福祉課と社会福祉協議会は、隣接する事務所を構えておりますので、意見交換、情報交換は密にしておりますけれども、今後もそういった関係を生かしながら町が必要だと考えている部分については、当然支援をしていく必要があろうかと考えております。

議 長

(中根信一郎 君) 引き続き一般質問を行います。

3 番、高木幸広君。質問は一問一答等方式です。

登壇願います。

3 番議員

(高 木 幸 広 君) 3 番、高木幸広でございます。

通告どおり、以下の質問をさせていただきます。

質問内容は「災害弱者の避難に対する支援について」であります。

近年、各地で地震や豪雨などの災害が頻発し、大きな被害を受けております。森町においても、大規模災害が発生した際、避難したくても、避難所まで行けない人をどう支えるのかが非常に重要な課題となります。このような災害弱者の避難に対する支援に関して、以下の2点を伺います。

一つ目、避難所に行けず、在宅避難を余儀なくされる高齢者や障害のある人たちもいらっしゃいます。在宅避難者に対する安否確認や食料、水、医薬品などの物資の配布の方法について伺います。また、道路寸断時などで、物資の配布が困難な場合の対応策をお伺いいたします。

二つ目、障害のある子供たちの中には、大勢の人がいる場所や大きな音等に反応してしまう感覚過敏などの特性のある子供もおります。このような一般の避難所で過ごすことが困難な子供たちへの対応を町としてどのように取り組んでいるのか伺います。

議 長
町 長

以上2点、よろしくお願いいたします。

(中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 高木議員の御質問にお答えします。

1点目の避難所に行けず在宅避難を余儀なくされる高齢者や障害のある人たちに対する安否確認や食料・水・医薬品などの物資の配布の方法についての御質問でございますが、初めに、災害時の一般的な安否確認の方法と避難の考え方等について御説明いたします。

まず、災害時の安否確認についてでございますが、安否確認は共助の範ちゅうにおいて、町内会単位で行うことになります。各町内会では、公民館などを災害時の一次避難所と定めており、災害時はそこに集合することとなっているため、集合状況により安否を確認することとなります。また、災害時の安否確認に用いるため、黄色いタオルを全世帯に配布している町内会があるように、黄色いタオルの掲出により安否の確認をすることも考えられます。しかしながら、災害が発生する曜日や時間によっては、仕事などにより自宅にいない人が多い場合もありますので、最終的には地域の人々が手分けをして安否確認が行われるものと考えられます。

次に、災害時の避難所への避難についてでございますが、地震等が発生した場合においても、必ずしも避難所へ避難しなければならないというわけではございません。これは全ての人に共通することではありますが、町が開設する避難所は住家等が被害を受け、生活をする場所を失った人が一定期間生活を送るための施設となります。したがって、住家被害がそれほど小さくなく、自宅で生活を送ることが可能であれば、避難所に避難するのではなく、そのまま自宅で過ごしていただくこととなります。避難所生活の課題につきましては、プライバシーや衛生面、暑さ寒さの問題等様々な問題が考えられ、過去の災害においては避難所生活の負担により、災害関連死が発生した事例もございます。町といたしま

しては、こうした事態にならないように避難所の環境改善に取り組んでいるところではありますが、やはり自宅と比較した場合、避難所での生活は厳しいものにならざるを得ないと考えております。したがって、災害が発生しても、できるだけ自宅で生活ができるように、各家庭において耐震補強や家具固定、ガラスの飛散防止や食料・水・簡易トイレなどの備蓄をしていただくよう周知をしているところであります。

また、災害時の食料や水につきましては、基本的には自助・共助の範ちゅうで備蓄しておくことが前提となりますので、災害発生時に一律に町の備蓄を支給する計画はございません。町の備蓄や支援物資の食料等については、現に食料や水がなく、入手することも困難な場合や災害が長期化し、食料等の受給が必要となった場合等において支給するものでございます。その際は、町が公民館や各家庭まで物資を届けることは困難でありますので、避難所等の配布場所まで受取に来ていただくことになります。医薬品につきましても、基本的には食料や水と同様の考え方になりますが、医薬品は人によって必要なものや緊急度等が異なりますので、その時の状況に応じた判断が必要になってくるものと考えております。また、道路寸断時などで物資の支給が困難な場合の対応について、孤立集落等が発生した場合には、まず道路啓開等により早期の孤立解消を目指しますが、状況により孤立が長引く場合には、自衛隊など関係機関と連携し、ヘリコプター等による救助・救出、または物資の運搬を想定しております。また、孤立が予想される集落につきましては、今年度、集落ごとに食料、簡易トイレ、浄水器などの配備を進めておりますが、各家庭や町内会においてもあらかじめ孤立に備えた準備を整えておくことが重要だと考えております。

災害弱者につきましても同様の考え方となりますが、さらに安否確認や物資運搬等支援の際には、避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用することとしております。避難行動要支援者名簿と

は、災害時に自ら避難が困難な人で、特に避難行動に家族以外の支援を要する人を避難行動要支援者として把握し、避難行動の円滑かつ迅速な確保を図り支援を実施するため、御本人の同意を得て作成する名簿となります。個別計画は、さらに個々に適切な支援が実施できるよう可視化するために作成する計画でございます。これらは、各町内会長さんと各地区民生委員・児童委員さんに毎年6月頃から9月頃にかけて、お宅を訪問しながら内容を見直していただいております。それを基に町で更新をし、11月中に更新後の名簿と計画を各町内会長さんと各地区民生委員・児童委員さんに共有し、地区の防災活動時等に活用していただいております。有事の際には、支援者として名簿及び計画に記載されている隣近所の人や御家族に、安否確認や物資配布等の支援に御協力いただきます。しかしながら、名簿や計画に記載されている支援者も同じく被災者となる場合もありますので、平時から支援者に限らず、地域の人同士で顔見知りになっておくこと、コミュニケーションをとっておくことにより、地域全体で共助の意識を高めていただくことが大変重要であると考えております。

2点目の大勢の人がいる場所や大きな音に反応してしまう感覚過敏などの特性のある子供といった一般の避難所で過ごすことが困難な子供たちへの対応につきましては、避難所運営の中で、障害の有無に限らず、事情を抱えた人への対応を検討しているところでございます。障害の状況等により異なりますが、例えば、学校の教室や個室の開放が挙げられます。避難所の立地や部屋数により対応が難しい場合もございますので、必ず地区ごとに割り振られた避難所に避難するのではなく、状況によっては別の地区の避難所への避難も考えていただければと思います。さらに、災害時における要配慮者の受入れ先として、豊田合成株式会社とは、町の指定避難場所における集団避難が困難な障害のある人等の福祉的避難先として、豊田合成株式会社森町寮であるサンヒルズ森の一部を一時避難所として利用する協定を締結しております。利

用場所や範囲等は状況に応じて調整することになりますが、一般の避難所で過ごすことが困難な障害のあるお子様にとって有効に活用できるのではないかと考えております。また、地域のより多くの人に障害のある人への理解を深めていただくことも重要であると考えますので、町内会長やPTA連絡会の人に出席していただく森町防災連絡会においてHUG訓練を実施するなどし、障害のある人への対応や配慮を考える機会を設けております。なお、本年10月16日に、障害のあるお子様をお持ちの御家族と災害時対応について意見交換会を実施いたしまして、各避難所での配慮の重要性を改めて感じているところでございます。当事者の方々には、可能な限り自宅避難をと考えられており、そのための準備もされているとのことでしたが、自宅避難がかなわない場合もございますので、今後につきましても当事者の御意見を伺いながら、適切な避難所運営を実施できるよう検討してまいります。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長
3番議員

(中根信一郎 君) 3番、高木幸広君。

(高木幸広 君) 災害時における町の対応はよく分かりました。

今、御答弁があった内容ですが、この地域の民生委員とか、自治会、それから福祉専門職等、役割分担や連携体制を日頃からどの程度協定やマニュアル化をされているのか、御答弁のあった内容がマニュアル化されているのかどうかを教えてください。

議長
福祉課長

(中根信一郎 君) 福祉課長。

(中村貢 君) 高木議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

民生委員さん、児童委員さん、各町内会さんのマニュアル化ということでございますけれども、マニュアル化かどうかと言えるかはちょっと分かりませんが、こういった要配慮者名簿、個別避難計画の作成に関しましては、作成に関しての流れの手順書ですとか、こういった形で計画を立ててくださいというような形の依

頼の文書みたいな形では整えております。また、そちらの文書ですけれども、先ほどの答弁の中にありましたように、民生委員、児童委員さん、それから町内会長さんが中心となっていていただきまして、対象となる個別のお宅を訪問していただいて、名簿の作成をしていただいておりますのでございます。

今後についても、説明会等々、民生委員に関しては行っておりますし、町内会長さんが集まる中でも、こちらの説明もしているというような状況はあります。民生委員さん、児童委員さんに関しては、民生委員の定例会の中で御説明をさせていただいておりますので、そちらでまた丁寧な説明をさせていただきたいと思っておりますし、町内会長さんの皆様にも見直しについてということで案内の文書を行っておりますので、そちらでまた丁寧な説明をしていきたいと思っております。以上です。

議 長
3 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 3 番、高木幸広君。

（ 高木幸広 君 ） よく分かりました。

それでは、昨年の能登半島地震や今月発生した青森の地震などの近年の災害の教訓を踏まえて、森町としてそういった在宅避難者支援等に対してどの点を課題として、今後をどのような改善とか訓練を何か検討されていることがあるのであれば教えていただきたいです。

議 長
危機管理
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

（ 鈴木知寿 君 ） 危機管理課長です。

ただいまの高木議員からの御質問にお答えをいたします。

近年、あちこちで頻発しております大規模地震、そういった中での教訓の御質問かと思えます。

やはり森町におきましても、9月、12月は、例年防災訓練等も実施をしております。そういった中で、自助、共助、公助ということで、公助の役割といったところは当然認識しておりますけれども、やはり大規模地震の際には、自助、共助といったところの部分がやはり重要になってくるものと認識をしております。そうい

った中で、やはり常日頃からの、先ほどの答弁にもありましてと
おり、備蓄とか、あるいは事前に準備できるところ、食料品等の
備蓄、あるいは耐震補強、家具固定、ガラスの飛散防止、事前に想
定できるところの対応といったところを常日頃から一人でも多く
の人に御理解をして対応していただくといったところが課題であ
ると認識しておりますので、そういったところは広報もりまちと
か、回覧等を通じて随時お知らせはしていますけれども、より町
民に御理解をいただくように、そういった内容を少し充実に努め
ていきたいと考えております。

それから、町の訓練でといったところでございますけれども、
自主防災会の皆様方、12月には今回も多くの自主防災会の訓練を
実施されております。そういった中でやはり先ほどのその時のリ
ーダーとか、自主防災会の会長さん、それから防災士とか、地域
相談員といったところで先ほども御質問がありましたけれども、
そういった人々をなるべく早く養成をして、そういった人が主体
でそれぞれの自主防災会で訓練が確立できるように、そういった
ところを町としても研修とか、講習会等を通じて、そういったと
ころを重要な視点と考えて対応をしていきたいと考えておりま
す。以上です。

議 長
3 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 3 番、高木幸広君。

（ 高 木 幸 広 君 ） 周知をしていくということで了解しまし
た。

それでは、この発達障害や感覚過敏のあるお子さんの支援につ
いて、子供支援センターとか、学校または保育所や療育機関など
の専門職の人たちと現在は連携をされているのか教えていただき
たいです。

議 長
健康こども
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 健康こども課長。

（ 朝比奈礼子 君 ） 健康こども課長です。

高木議員の御質問にお答えいたします。

災害時の対応に特化して連携をしているかどうかと言われます

と、まだそこまで行っていないような状況ではございます。ただやはりこれは本当に大切なことだと認識しておりますので、今後いろいろな会議、それから相談等ございますので、そういった機会を利用いたしまして、災害に対してそういった専門職の人の御支援だったり、御協力をいただくような体制づくりをしていきたいと考えております。以上です。

議 長
3 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 3 番、高木幸広君。

（ 高木幸広 君 ） まだ、そこまでは行っていないということで大切なことであると思いますので、今後御検討をよろしくお願いいたします。

あと、日頃から障害のあるお子さんを持つ家庭と情報を共有し、災害時にどのような支援を望んでいるのかということ把握する仕組みができていのかどうかを教えてください。

議 長
福祉課長

（ 中根信一郎 君 ） 福祉課長。

（ 中 村 貢 君 ） 福祉課長です。

高木議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

情報の把握等々がされているかどうか、今回、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、10 月 16 日に障害のある保護者との意見交換会ということで行わせていただいております。その会議には危機管理課、福祉課、それから事務局である社会福祉協議会の職員が参加して意見交換を開催したということです。今回の内容といたしましては、障害のあるお子様への災害時における支援体制にということで、福祉課、危機管理課で町の体制等々の説明をさせていただいた後、皆さんからの意見をいただいたということです。そういった中の意見の中で多かったのは、やはり避難所での配慮の必要性については、自宅での避難生活の中で食料支援等を設けられるかといった御意見をいただいたというような状況となっております。今回、そちらの団体さんからの申入れによって会議を開催させていただいたのですけれども、今後もまたそういった機会等があれば、こちらから御説明をいたしまして、会員

議 長
3 番議員

の皆様が疑問に思っている点や不安に感じている点等を取り除くような形でできればと考えているところでございます。以上です。

（ 中根信一郎 君 ） 3 番、高木幸広君。

（ 高木幸広 君 ） そういった支援を望んでいる人の要望を確認しているということで了解しました。

避難所運営に関わる職員や共助として携わる自主防災会の人たちに対して、この発達障害や感覚過敏のあるお子さんへの理解とその対応を学ぶための研修とかそういったものを今後行う考えがあるのかお伺いいたします。

議 長
危機管理
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

（ 鈴木知寿 君 ） 危機管理課です。

ただいまの高木議員からの御質問にお答えをいたします。

避難所運営に関する研修、それから講習会につきましては、例年、防災連絡会、それから今年度も6月の中旬には避難所運営に関する講師を招きして、講演会、研修会を開催したといったところでございます。そちらにつきましては、全般ということで、避難所運営、今年度は、例えば講師をお招きして通路を作ったり、テントを組み立てたり、簡易ベッドを組み立てたりといったところなんです。次年度以降はもう少し内容を深めて、それぞれの役割、受付とかいろいろな各役割も想定した訓練にしていきたいというようなことを考えております。議員から御指摘ありました障害のある人の訓練といったところでございますけれども、当然必要なことと考えますけれども、危機管理課の中ではまずは全体の中で避難所運営といったところをより充実させていくところが必要であると考えております。障害者等の研修等につきましては、また県の担当部局等もございますので、そういったところとか、あるいは福祉課とも協議をしながら、こういった形で開催できるのが一番有効的で効果的なのかといったところも協議しながら、そこは前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 3 番、高木幸広君。

3 番議員

（ 高 木 幸 広 君 ） 先ほどの町長の答弁にも出てきたと思うのですが、もうちょっと詳しくお伺いいたします。

障害のあるお子さんを持つ親御さんは、避難所において一緒に避難されてきた人に迷惑をかけてしまうのではないかと非常に心配されておるということで、そういった人たちが安心してストレスをためることなく避難できる代替の避難所検討されていると聞いたと思うのですが、実際災害があった場合は、そういった場所を確保していただけるかどうかということをお伺いいたします。

議 長
福祉課長

（ 中根信一郎 君 ） 福祉課長。

（ 中 村 貢 君 ） 福祉課長です。

高木議員の御質問に対してお答えを申し上げます。

先ほども町長の答弁の中にありましたけれども、障害者を優先的に受け入れる施設といたしまして、豊田合成株式会社さんの寮でありますサンヒルズ森さんの一部を使えるように協定を締結しているということになっております。こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、指定避難所で集団避難が困難な障害者、障害児とその家族を優先するというので、こちらの施設が現在、確保、協定を結んでいるというような状況となっております。また、それ以外といいますと、本町からも障害児が通う静岡県立袋井特別支援学校がありますけれども、こちらとも校庭や体育館等を災害時に要援護者の避難施設として使用する覚書を締結しているというような状況となっております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） ここでしばらく休憩をいたします。

（ 午後 2 時 4 2 分 ～ 午後 2 時 5 5 分 休憩 ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

9 番、岡戸章夫君。質問は一問一答方式です。

登壇願います。

9 番議員

（ 岡 戸 章 夫 君 ） 9 番、岡戸章夫です。

通告のとおり、「企業連携や支援について」を質問させていただきます。

静岡県統計データ「しずおかけんの地域経済計算」によると、森町の経済活動別総生産は徐々に減少傾向にあります。これは行政予算規模にも影響を及ぼし、今後の行政サービス縮小を懸念するところです。対策の一つとして、企業との連携や企業支援、いわゆる官民連携で、町の経済活動等を活性化させていくことが、今後さらに必要になることは理解されていることと思います。このような中で、以下、二つの事案について、当局の考えを伺います。

一つ目、10月3日より小國神社・開運線が50年ぶりに復活し、森町の観光や交通環境改善に大きな期待がされることです。当事業開始にあたり、秋葉バスサービス株式会社は、国交省の『『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト』に公募エントリーし、内定まで受けたとのことですが、公募要件である自治体（森町）からの共創が得られず、採択されなかったと聞きました。町にとっても大変有益な事業と考えていますが、共創を断った理由について伺います。

二つ目、静岡県は多文化共生社会を推進していますが、外国人労働者の受入れに際し、日本語を話せない外国人（家族を含みます）への語学サポートを企業連携の一環として、今後どのように推進していくのか伺います。

以上、よろしくお願いします。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）岡戸議員の御質問にお答えいたします。

1点目の小國神社・開運線の共創を断った理由について申し上げます。

議員御承知のとおり、秋葉バスサービス株式会社が運行している小國神社・開運線は、袋井駅や遠州森町バス停を起点として小國神社までを運行する実証運行中の路線バスでございます。小國神社への観光を主としたバス路線として、秋葉バスサービス株式会社が主体となり、小國神社やことまち横丁、森町商工会、森町

観光協会と協議会を設立して、静岡県の「交通事業者等による周遊観光促進事業費補助金」を活用した実証運行を行っており、1年後の本格運行を目指していると聞いております。小國神社・開運線を運行するに当たり、当初、秋葉バスサービス株式会社が、国土交通省の『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の活用を検討していたことについては承知しておりまして、令和7年3月下旬に町に対して、協議会に参画するように打診があったところでございます。町といたしましては、町内には他の観光施設や観光名所がある中で各地を周遊できる路線ではなく、小國神社だけが目的地の路線であること、また袋井駅や遠州森駅がバス停であることから、袋井市や天竜浜名湖鉄道株式会社など、他の関係者が枠組みに入っていないことに加えて、連携予定の関係者を含めた事前協議が1度も行われていないことがあったため、まずは、関係者を含めた事前協議の実施を要望した経緯がございます。しかし、国土交通省の『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の申請期限が4月上旬であり、話をいただいてからの期限が短く、町が要望した事前協議が行われなかったこともあり、今回の協議会には参画しなかったという状況となっております。また、秋葉バスサービス株式会社から当初打診を受けた際には、公募の要件に町の参画は必須ではなく、他分野共創として商工会等の団体の参画があれば、国土交通省の補助事業に応募できるという話もいただいていた経緯もございます。町としましては、結果として今回の実証事業には参画していませんが、小國神社・開運線が多様な関係者と共創して、開通に結びついたことは有益なことであり、バス事業者の収益増につながる取組として期待しております。町が支援できることとして、10月の小國神社・開運線開通の際には、町内回覧による運行開始チラシの世帯配布、広報もりまち掲載によるPR、小國神社・開運線ポスターを役場庁舎1階掲示板へ掲示するなど、小國神社・開運線の取組について協力をしているところでございます。今後につ

きましても、地域活性化や課題解決につながるよう支援できる部分について、協力してまいりたいと考えております。

2点目の「外国人労働者の受入れに際し、日本語を話せない外国人（家族を含む）への語学サポートを企業連携の一環として、今後どのように推進していくのか。」について申し上げます。

本町における外国人の状況でございますが、平成5年に約80人であった外国人人口は増加傾向にありまして、令和7年12月1日現在では約600人となっており、これは町内人口の約3.5パーセントにあたる人数でございます。このうち国籍別人口の上位3か国はベトナムが最も多く、次にブラジル、続いて中国となっておりまして、在留資格別人口の上位三つでは、技能実習が最も多く、次に永住者、続いて特定技能となっております。なお、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「家族滞在」といった在留資格については、日本語能力を必要としないものであるため、日本語を話せない外国人が多い傾向がございます。

日本語を話せない外国人への語学サポートについてでございますが、現在、町で行っているものとしたしましては、対象を町内企業に勤務する外国人労働者に限らず、今年の9月から森町国際交流協会と共催による日本語教室を実施しております。こちらにつきましては、今後、町の関与を増やしながら引き続き森町国際交流協会と共催で実施していきたいと考えております。

次に、来年度以降に実施を検討中の事業でございますが、日本語支援を必要とする小学校の外国籍の児童向けの学校等と連携した日本語教室の実施、町内在住・在勤の日本人と外国人との交流の場として、また国籍に関係なく日本語での会話を楽しめる場として多文化交流サロンの実施、企業向けの支援といたしまして働く外国人労働者の日本語能力試験合格に際し、町内企業が要した経費の補助に幅広く取り組んでいきたいと考えております。なお、企業に雇用される外国人労働者の業務に必要な部分の語学教育は、各企業により求められる水準が異なることもあり、各企業で

議 長
9 番議員

実施していただく必要があると考えております。町といたしましては、町内に住む外国人が地域で生活できるよう、日本語教室等の日常生活レベルの語学サポートを行っていきたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

（ 中根信一郎 君 ） 9 番、岡戸章夫君。

（ 岡戸章夫 君 ） 9 番、岡戸です。

それでは、再質問させていただきます。

最初の秋葉バスサービスさんの事業に対する共創という言葉を使いましたけれども、ちょっと後に気がつきましたけれども、応募要項では推薦という形でした。それに同意できなかった経緯を今聞かせていただきました。秋葉バスサービスさんから私は話を伺ってちょっと残念だなと思って、今回質問させていただいたのですけれども、この事業は、確かに小國神社さんの参拝客というところがメインではあるかと思うのですけれども、町にとっても非常に公益性の高い事業だなと思っております。従来からの課題であった小國神社には年間で 80 万人ほど、観光客、参拝者として訪れるけれども、これは単なる小國神社さんだけのにぎわいだけではなくて、森町への観光の誘客にもつながっていくと思います。特に従来から課題であった小國神社さんには観光客さんがたくさん来るのだけれども、その後、森町の例えば街中とかになかなか回っていただけない、そこで帰ってしまうというような、そういった課題も従来ある中で、こういった確かに今回の路線としては袋井と小國神社間ですけれども、将来的にはひょっとしたら街中も周遊するようなルートができる可能性もないことはないかなと個人的には思っています。そういった最初のスタートアップ、きっかけということで、話を聞いていくと非常に期間も短い中で、なかなか協議もなされなかったというところで、問題はあったのかもしれないけれども、そこら辺のコミュニケーション不足、秋葉バスサービスさんとのコミュニケーション不足もあったのか

議 長
政策企画
課 長

なと思いますけれども、できればそこを乗り越えて、何とかこれを実現するために動いていただけなかったかなと個人的にはちょっと残念かなと思っております。

その辺のコミュニケーション、やりとりというのは、実際のところどうだったのでしょうか。秋葉バスサービスさんからはどうして参画というか、受けてくれなかったのかという明確な理由が分からないという、そういう表現をされていたので、そこら辺をもし、今、町長から話があったようなことを、ストレートに秋葉バスサービスさんに伝えて、その中で何か打開策は見つけれなかったのか、そこら辺の状況をお伺いします。

（ 中根信一郎 君 ） 政策企画課長。

（ 鈴木勇登 君 ） 政策企画課長です。

ただいまの岡戸議員の再質問にお答えをいたします。

秋葉バスサービス株式会社とのコミュニケーションといったような話かと思います。

こちらにつきましては、私も直接、秋葉バスサービス株式会社ともお話をしておりまして、その際に、町といたしましては町内には他の観光施設や観光名所がある中で各地を周遊できる路線ではなく、小國神社だけが目的地の路線であることということ、それと袋井駅、遠州森駅がバス停であることから袋井市、天竜浜名湖鉄道など他の関係者が枠組みに入っていないというようなこともお伝えをしたところでございます。そのような中でやはり事前の協議というのが必要だということは認識をしているところでありますので、まずは起点である袋井市、途中バス停がある天竜浜名湖鉄道、そして終点である森町も含めた協議をしていくというのが、必要なことであると考えております。

町としましては、小國神社から町の観光施設、名所への周遊が課題ということで先ほど議員も申し上げましたけども、そういった課題への対応というのが具体的に見えなければ、なかなか難しいのではないかと考えているところでございます。以上です。

議 長
9 番議員

(中根信一郎 君) 9 番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫 君) その辺が僕はちょっと疑問かなと思って、確かに天竜浜名湖鉄道さんとかほかの事業者さんとか、タクシーさんも中にはあるでしょう。そういったところとかを、どういったがやり方がいいのかという協議をいろいろしていくというのも、確かにそれはそれであろうかと思えますけれども、やはりなかなか森町も財政が厳しい中で、今回この公募に国が認めていただければ、聞くところによれば 1,000 万円ぐらいの補助金がいただけたということで、そういった大きな補助金を町の負担なしでいただいてやれる事業というのは、なかなかないかなと思っております。確かにその他の業者さんとの配慮というのか、協議というのが必要なかもしれませんが、まずは最初の一步を踏み出して、そこから次の打開策に結びつけた方が良かったのではないかなと個人的には思っております。例えば天浜線、確かに掛川から森へ来られる、森というか一宮から小國神社とかを観光に訪れる人もいらっしゃるでしょう。そうすると、秋葉バスサービスさんではこの先、掛川からの直行便も考えているということでバッティングするということは確かにあるかと思えます。そういった中で、例えば「e B i k e のふるさと森町」ということで今やられていますけど、以前から天浜線にサイクルライドといえますか、自転車を天浜線に載せて、森の方まで運んでいただけないかなということ言われていて、提案させていただいても、なかなかそのいろいろな条件が合わなくてできないと。仮に秋葉バスサービスさんが掛川の方から森の方へ直行便を走らせた場合、バスだったらそういうことができるのではないかと将来的な可能性は非常にやはり大きいと思えます。それから、例えば、先ほど西田議員が夏の猛暑の時のバスのことを話されていましたが、例えば、復路で小國神社から袋井へ行くのであれば、平日のそんなに乗客数が満員でもないようなときには、例えば宮園小に寄って、それから牛飼経由で子供たちを乗せて行

議 長
政策企画
課 長

くようなことも、アイディア次第ではできるのではないかなと、さっきの西田議員の質問の中で思い浮かびましたけれども、そういった形で確かに現時点では、小國神社さんへの観光誘客、参拝者誘客ではあるかと思いますが、いろいろ視点を広げていければ町にとって非常に公益性の高い事業だと感じているところです。

趣旨は、今回の件を責めているのではなくて、私も来年以降また国交省でこういった事業が継続されるのであれば、ぜひ森町としても参加といいますか、推薦をしていただきたいというところが肝で、今日は質問をさせていただいておるわけです。

来年に向けてそこら辺の考えはいかがでしょうか。もちろん来年公募があったとの前提ですけれども、お聞かせください。

（ 中根信一郎 君 ） 政策企画課長。

（ 鈴木勇登 君 ） 政策企画課長です。

岡戸議員の再度の質問にお答えをいたします。

来年、この公募があったときに町の参画があるかどうかといったような、町の参画をどう考えているかといったような内容かと思います。

まず先ほどの御質問の中で財源の話がございました。国の財源につきましては、岡戸議員御質問の共創プロジェクトの中では500万円以下は定額、超える分は3分の2の補助ということになっております。そこで1,000万円という具体的な金額も出ておりましたが、いくらかは補助がもらえるということでございます。町といたしますと、その先、補助がなくなったときに、継続してそれが実施できるのかどうかというところが、やはり一つの視点になるかなと思います。現在、秋葉バスサービスには補助金を支出しているわけですが、これが年々増加しているということでございます。これは人件費、物価高騰、運転手の確保、燃料費の高騰などそれぞれ影響しておりまして、路線によって異なりますけれども、浜松市、袋井市、掛川市、磐田市と協調して補助をしているも

のでございます。町の財源が限られる中、他市との協議も必要となりまして、今後、実証運行の後の継続の時に補助金が出せるのかといったときには、なかなか難しいのではと考えております。それと先ほど申し上げましたように、まず関係者の事前協議を行って、必要な課題解決ができるのかどうか、そういったところをまず話をしなければ、なかなか先には進んでいかないのかなというところで考えているところでございます。以上です。

議長
9 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 9 番、岡戸章夫君。

（ 岡戸章夫 君 ） この事業はもちろん継続して成功してほしい事業だと思っているわけです。そういった中で、実証実験やってみても、なかなか収益的に厳しいと、そうなったときにどうするのだということでありますけれども、事業がなかなか上手くいかないで森町からさらに補助金を何とかお願いしますというのは、この事業に限って、ほかの通常の路線は別の話ですけども多分秋葉バスサービスさんからは出ないのではないかなと私は思っています。事業ですから、やってこの路線にメリットないということであれば、それはそれでまた撤退するという判断になるのではないかなと思っておりますので、そこで補助金を継続的に森町からこの事業に対して補填するというか、補充するというのはそれは危惧ではないかなと私は思います。結果的にですけども、国の補助金がいただけなかったのも、県の補助金を使えたということで金額的には 500 万円ということで少なかったんですけども、お話によりますと、静岡県の補助事業で、交通事業者等による周遊観光促進事業費補助金の募集にエントリーしたところ、これはこれで審査基準に合致していたのでいただけたということで、それはそれで良かったと思います。

ただ、私は秋葉バスサービスさんに今後どういうところにお金が必要になってくるのですかとお聞きしたところ、やはりプロモーションにお金がかかるということで、これは町でもいろいろなプロモーションをやっている中で、それに非常にお金がかか

るというのは理解していただけるかなと思いますけれども、やはり今まで以上に周知を図って、より利用者を増やしていきたいというところで、プロモーションにお金がかかると。それからもう一つは、パークアンドライドという呼び方をされておりますけれども、袋井駅、それから森駅からだけではなくて、実際のところ、車で来て、小國神社まで行きたいのだけれども、交通渋滞でなかなか行けないので諦めているというところを解決するために、森町のどこかに駐車場をお借りして、そこに車で来た人は車を置いて、そこらバスに乗って小國神社の方に向かう、そうすることによって結果的に渋滞の解消にもなるということで、そういったところにも資金が必要ということで、そういったところにも今後こういういろいろな公募があればエントリーして、資金を獲得して、事業を進めたいという話でありました。ですので、今、課長からはなかなか難しいというニュアンスで私は受けとめましたけれども、引き続きこれについては、それこそ協議という話も出ましたけれども、協議をしていって、何とか良い方向に持っていっていただけたらなと思っております。それで、一度どこかでそういった場をまた設けさせていただければ、私が入った方が良いのか、私抜きの方が良いのか、分かりませんが、そういった場をもう一度どこかで持っていただけることは可能でしょうか。

議 長
政策企画
課 長

(中根信一郎 君) 政策企画課長。

(鈴木 勇 登 君) 政策企画課長です。

ただいまの岡戸議員の御質問にお答えをいたします。

今後、秋葉バスサービスさん等と協議する場を設けていただくことは可能かといった御質問かと思えます。

町といたしましても、今回の秋葉バスの実証運行がバスの自主事業として採算が取れるものであれば、今までもいろいろと協力してきた部分はあるのですけれども、引き続き応援はしてまいりたいと考えております。そのうえで、何かほかに協議ということであれば、そこは当然、町としても協議をしていくということでご

議長
9 番議員

ざいます。以上です。

（ 中根信一郎 君 ） 9 番、岡戸章夫君。

（ 岡戸章夫 君 ） ぜひ腹を割って、森町のためになる政策であれば推し進めていっていただきたいなと思います。

ちなみに 10 月からこの開運線がスタートされまして、乗客者、利用者というのですか、乗客者の人数もお聞きしてあるので、少しここで紹介させていただきたいと思います。袋井から小國神社、往路の方ですけれども、10 月は 77 人、11 月は 753 人、12 月はまだ 7 日までの実績ですけれども、300 人とのことでした。復路、小國神社から袋井の方へ帰られる人、10 月は 77 人、11 月は 723 人、12 月は 260 人ということで、12 月 7 日までで累計で往路復路それぞれ約 1,100 人が利用されているということで、これがどのくらいをもって満足かというのは、また見方あると思うのですけれども、その中でも私が興味を持ったのは、障害者のカウントもされていて、例えば 11 月ですとそれぞれ 20 人が利用されている。12 月に入っても 10 人ちょっとが利用されているということで、2 パーセントから 3 パーセントぐらい、障害者も乗られているということで、お話聞くと、やはり新しい利用者が増えているということで、今までなかなかこういう自分に合った脚といいますか、ものが、こういった形でできたことによって、新しい利用者が増えているということは、一つ参考になるのかなとは思っております。それだけお伝えしておきたいと思います。

また協議もやっていただけるようなので、ぜひこれについては来年に向けて、私も応援していきたいなと思っております。

この件については、これで了解です

それで次に多文化共生についてでございます。多文化共生というと非常に大きな括りなので、この時間だけでは消化できるテーマではないので、今日は少し触りのところだけをちょっとお伺いいたしました。

私も国際交流協会に所属しておりますので、そういった視点か

らも再質問をさせていただきたいと思います。

少し国際交流協会の紹介をさせていただくと、平成6年に森町国際交流を考える会という有志で発足されて、翌年平成7年に森町国際交流協会として正式に発足したと聞いております。以来、ホームステイの受入れや各種イベントの開催や中国語、日本語教室などを開催してきて、現在に至っております。イベントでは、例えば夏にはサマーフェスタとか、社会福祉協議会さんが企画、主催しておりますふれあいまつりの参加ですとか、年末のイヤーエンドパーティのような形で、先ほど町長の中にも交流の場という話ありましたけれども、そういったことも積極的に行っております。町からの補助金5万円いただいて、今も活動しておりますのですけれども、メンバーのほとんどがボランティアという形で、そういった外国人と仲良く触れ合いをしていこうということでやっております。そういった中で、静岡県は多文化共生社会に向けた取組ということで非常に力を入れている、これからますます力を入れているというところで、ちょっと確認をしておきたいところがあって、今日質問させていただいていますけど、家族とか子供さんとかとは別に、まずその企業が外国人労働者として海外から受け入れて、ところが日本語がなかなか話せない、コミュニケーションが取れないということで、それを何とかしてほしいということであるならば、その日本語の教室なりの支援というのは、行政が補助金を出すなりしてやっていくべきものなのか、それとも本来企業がビジネスで迎え入れた人材なので、それは企業がきちんとお金を出して、その日本語教室なりに通わせて日本語を習得させるべきなのかというところに少し疑問があるのですけれども、町としてはそこら辺をどのように考えておりますか。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平田章浩 君) 総務課長です。

岡戸議員の質問にお答えをさせていただきます。

原則としまして、企業で働く外国人につきましては、企業で責

任を持って日本語を教えるということが原則でございます。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 9 番、岡戸章夫君。

9 番議員

（ 岡戸章夫 君 ） そうすると森町のスタンスとしては、今後とも、例えば企業から町に対して日本語教室を開催してもらって、日本語を教えてくれないかという要請があった場合は、教室自体は設けるけれども企業からその対価をいただいてやるという考え方でよろしいですか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

総務課長

（ 平田章浩 君 ） 総務課長です。

岡戸議員の質問にお答えをさせていただきます。

日本語の指導というものは、役場の業務においてそういったノウハウも何も持っておりませんので、企業さんはお金を払って、先ほど言われたように、日本語教室に通うというのが適切かと思えます。企業さんからお金をもらって、町が日本語教室を実施をするということは考えておりません。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 9 番、岡戸章夫君。

9 番議員

（ 岡戸章夫 君 ） そういった労働者については、分かりました。

ただ海外から来る場合、単身で赴任してきて単身で終了する人はそれでよろしいかなと思いますけれども、やはり家族で、特にお子さんとか来られて、なおかつ森町の小学校であったり、中学校で授業を受ける、教育を受けるお子さんたちも近年増えているのかなと思います。そういったお子さんたち、子供たちへの日本語の指導は今、教育現場では課題はあるのでしょうか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 学校教育課長。

学校教育

（ 塩澤由記弥 君 ） 学校教育課長です。

課 長

ただいまの岡戸議員の学校での外国籍の子供たちに対する対応についての御質問でございます。

現在、小学校に 19 人、中学校では 3 人の外国籍の児童・生徒が

議長
9番議員

おります。それぞれお子さんによって日本語の関わり方がまちまちでございますし、また語学も、例えばポルトガル語、スペイン語、モンゴル語、インドネシア語、国籍もまちまちです。それぞれ語学を習得するような、日本語を学ばせるというような機会は現実的には非常に厳しいものがありますので、保護者も含めて日本語での生活のための日本語を教えるということには対応できませんので、実際には国際交流協会で森町さんではなくて、袋井市さんとか、あと浜松市とか、必要なときには、そのようなところに声を掛けて、講師として通訳の派遣をいただいて、何とかやりくりをしていると。学校ではその子の最低限の日本語の指導も含めて、特別な教育課程を設けて、ポケトークというような翻訳機とかもありますので、生活というよりも最低限の通訳で対応しているというような現状がございます。以上です。

（ 中根信一郎 君 ） 9番、岡戸章夫君。

（ 岡戸章夫 君 ） 国際交流協会も今年に入って、総務課の多文化共生の担当者と何回かいろいろ協議したり、一緒に袋井市とか磐田市に視察に伺ったり、来年以降どういった形で国際交流協会としては関わっていけるか、何ができるか、町としても何を望んでいるか、どういう形でやっていくのが森町のスタイルとして良いのかというのをまだ模索しているところです。ですので、そこら辺の明文化といいますか、国際交流協会に委託されて、その事業を共催という形でやっていくのはいいのですけれども、いまいちこら辺の関わり方がメンバーもまだはっきり見えてないところもあるので、そういったところを来年に向けてはっきりとしたものがいただけるとありがたいかなとは思っております。というのは、先ほどもちょっと申し上げましたように、国際交流協会の人たちの今までのスタンスは、せっかく森町に外国人が来られているので仲良く一緒にコミュニケーションとってやっていきたいよねといういわばボランティア的な意味合いが多いので、何か事業としてやって、今後進めていくというと、何か少し抵抗があ

るところがあったりして、そこら辺の今後の進め方について、計画というか、そういったものを早期にお願いしたいですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長 （ 太田康雄 君 ） 御発言の範囲が国際交流協会と町の関係に少し絞られてきているかなと思いますけれども、今日の質問はそういう趣旨ではないと思います。

いずれにしても、町が国際交流協会に協力を依頼する、要請する際には、もちろんその内容についてきちんとお示しをし、また協議をしたうえで事業を進めていくということになりますので、御理解をいただければと思います。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） ここでしばらく休憩をします。

（ 午後 3時41分 ～ 午後 3時50分 休憩 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

1 番、榊原雄太君。質問は一問一答方式です。

登壇願います。

1 番議員 （ 榊原雄太 君 ） 1 番、榊原雄太です。

通告に基づき、町長に質問をいたします。

質問事項につきましては、「森町における熊対策について」でございます。

現在、全国的に熊の被害が増加しており、国、県、各市町において様々な対策が講じられております。森町でも 10 月 29 日に目撃情報が寄せられました。確定的な目撃情報ではないと思われませんが、近隣の自治体では前年度以前から目撃情報があり、特に前月 11 月の浜松市天竜区におきましては、2025 年 11 月 27 日現在、静岡県が目撃情報全てで 146 件のうち、浜松市天竜区 11 月のみで 13 件と急増しております。熊は非常に広い範囲を移動する動物であります。そのため、森町における熊の対策について伺います。

1 点目は、森町における熊の目撃情報とその後の調査の状況、近隣における熊の目撃情報と森町との距離等の分析状況はどうか

について伺います。

2点目は、目撃情報があった場合の町民への情報の周知、注意喚起はどのように行うかについて伺います。

3点目は、日頃の熊対策における啓発活動はどうかについて伺います。

4点目は、猟友会との連携、警察との連携等はどのように行うのか、日頃からの情報連携訓練等をしているのか。

この点について伺います。以上です。

議 長
町 長

(中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 榊原雄太議員の御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、近年、全国的に気候変動等により、木の実などの食料が減少し、里山へ餌を求め、熊等が人の生活圏へ侵入する事件が相次いでおり、人身被害も多く発生しております。

本町におきましても、令和7年10月29日に橘地内で熊のような野生動物の目撃情報の通報があり、熊が集落や市街地へ出没し、人に危害を加える事案が発生することが懸念され、不安に感じる住民へ正確な情報を伝えるため、パトロールや同報無線等による周知を行ってきたところであります。

1点目の「森町における熊の目撃情報とその後の調査の状況、近隣における熊の目撃情報と森町との距離等の分析状況はどうか。」についてお答えいたします。

本町における目撃情報でございますが、令和7年10月29日から令和7年12月11日までの期間で、9件の目撃情報が寄せられており、場所につきましては、下橘、三倉、三倉大久保、円田下、大門地内となっております。いずれも産業課職員において目撃箇所付近の現地調査を実施しておりますが、熊と断定できる痕跡は見つかっておりません。

次に、近隣市の熊の目撃情報について申し上げますと、近隣市へ確認したところ、掛川市、島田市、袋井市において目撃情報が

寄せられ、現地調査も実施しているとのことですが、熊と断定できる情報はない状況でございます。また、浜松市については、目撃情報が多く、中でも旧春野町越木平において熊と判断された目撃情報が1件あったと伺っております。昨年度ではありますが、令和7年2月には、掛川市久居島でも熊と判断された目撃情報が1件ございました。それぞれ森町地内の集落までの直線距離を地図上で計測したところ、旧春野町越木平につきましては、一番近い集落は大河内町内会で、その距離は約6.5キロメートル、掛川市久居島につきましては、一番近い集落は大鳥居町内会で、約2キロメートルとなります。熊の1日の移動距離は、1キロメートルから3キロメートルといわれており、実際のところ、どのように移動しているかは把握できませんが、地図上の直線距離においては、行動圏内での目撃情報となります。しかしながら、県内の熊の特徴としては、全国的に報道されているような市街地へ出没することや凶暴化していないものと推測されているところでございます。

2点目の「目撃情報があった場合の町民への情報の周知、注意喚起はどのように行うのか。」についてでございますが、熊の目撃情報は、カモシカやイノシシと誤認した情報が含まれている可能性が多くございます。町から発信する情報は町民の生活や地域社会に与える影響が大きいため、情報発信にあたっては目撃情報をしっかりと精査し、熊と断定したうえで発信することが重要と考えており、現場周辺の現地確認や情報収集が大事であると考えております。なお、情報発信にあたっては、引き続き、同報無線、ちょっとメール、LINE、ホームページを活用し、周知を行っていきたいと考えております。

3点目の「日頃の熊対策に対する啓発活動はどうか。」についてでございますが、現在、町のホームページにおいて「クマの出没対策について」掲載したページを作成しており、熊に出会わないための対策と熊に出会ってしまったときの対策について周知を行

っております。また、熊に限らず、田畑に放棄された農作物の除去など、野生鳥獣の集落への出没やすみ付きを未然に防ぐための鳥獣害対策についても、広報もりまちにおいて啓発を実施しているところであります。熊対策に関する啓発活動につきましては、町内回覧等も活用しながら、引き続き実施してまいりたいと考えております。

4点目の「猟友会との連携、警察との連携等はどのように行うか、日頃から情報連携訓練等をしているか。」についてでございますが、今回の目撃情報を受けた緊急対応として、町、猟友会、警察が連携し、目撃情報があった地域について、11月20日から12月2日までの期間、重点的に緊急パトロールを実施いたしました。現在、熊の出没を想定した情報共有訓練は実施しておりませんが、目撃情報については逐次、警察と情報共有を行い、連携を図っているところでございます。また、現在、実際に熊が出没した際に関係機関が連携し、円滑な対応ができるよう、初動対応マニュアルの作成を進めているところでございます。今後の集落や市街地への出没対応策を検討する場として、町、猟友会、警察、消防など関係機関での協議を検討しており、町民の生命及び財産の保護を最優先として、関係機関と連携を深めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長
1 番議員

(中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

(榊 原 雄 太 君) 森町の熊対策の概要については、よく分かりました。

それでは、まず(1)につきまして、森町の熊の目撃情報が今9件目あったということでございます。それを現地調査した結果、熊の痕跡は見つからなかったということになります。また、他市との情報の共有といたしますか、そういったところで近隣の掛川市、浜松市天竜区においては確定的な情報があったといったことでございました。他市の情報の共有と、そういった常日頃の情報の共

有をしているかどうか、その点について詳しくお聞かせいただければと思っております。

冒頭に浜松市天竜区で、静岡県が目撃情報が今年度 146 件のうち 11 月だけで 13 件、それも山東であったり、船明であったり、二俣、そういった森町にも近いところ、また町で熊が目撃情報があるといった県のホームページの情報がございます。そういったところで他市町の情報、そういった共有の仕方、その点についてお伺いをいたします。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

榊原議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、他市町との情報共有はどのようにしているかというところでございます。

森町につきましては、主に掛川市と浜松市旧春野町がありますので三倉地区、天方地区については、山が非常に多いということで、浜松市と掛川市につきましては、猟友会の関係もございまして、そういった中も含めてそれぞれ市役所に逐次連絡等をしてながら情報共有を図っているところでございます。以上です。

議 長
1 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

（ 榊原雄太 君 ） 情報の連携については承知をいたしました。

それでは（1）については了解をいたしました。

（2）につきまして、先ほど町長からもありましたが、その目撃情報があった場合、例えばカモシカは秋にいろいろな栄養を蓄えまして少し丸くなって、冬に毛が生え変わるといいますか、手が生えてきて黒っぽくなると、そうすると後ろから見ると、丸くて黒い動物が熊として見えてしまうといったことがあるかと思えます。人間の認識の機能といえますか、心理学的に確証バイアスといったものがあります。これはどういうことかという、人間は見たいものを自分の脳で情報を変換して、その見たいものを見て

しまうと、誤認をしてしまうと、そういった傾向があるのが確証バイアスでございますが、そういった特性があるものですから、その冬のカモシカの写真とかを町民の中で共有をしてみたらどうだと、これは私がいろいろ聞いた中で猟友会からアドバイスをいただいたものですから、そういった冬のカモシカは夏と違って、こう見えると、そういった情報の共有とかを図ることはできるでしょうか。

議長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

榊原議員の再度の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

カモシカにつきましては議員から今お話があったとおり、冬になれば黒くて、当然後ろから見ると熊にも見えてしまうというような状況ではあると思います。目撃情報があった場合に、電話とか掛かってきた場合に、目撃者にお聞きするのですが、皆さん黒かったということは確かにおっしゃいます。耳の形が三角にとがっていましたかとか、そういったような情報を聞きながら、カモシカだったらこういう感じですよというような形の中で、電話の中でどういった状況でした、どういうものを見ましたというような話を聞きながら目撃者には話をさせていただいているところでございます。また、今お話ありましたように、当然黒くて同じように見えてしまいますので、今後ホームページで掲載して周知していくのがいいか、またその辺も含めて、また考えて猟友会ともお話をしながら、回覧で出していくのか、そういったところをまた詰めていきたいと思っております。以上です。

議長
1 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

（ 榊原雄太 君 ） 今質問した点については了解いたしました。

むやみやたらに不安をあおってもいけませんので、そういった情報を精査した中で、どういった周知方法がいいかを再度検討し

ていただければと考えております。

(2) については了解いたしました。

(3) につきまして先ほど町長からもありましたが、初動対応マニュアルの作成を始めているといったことでございます。静岡県下におきましても富士宮市で国のガイドラインに基づきまして、緊急銃猟に関する市独自のマニュアルづくりを取り組むといったことを先月表明しております。森町におけるマニュアルづくり、例えば富士宮市については4月から11月までで31件の目撃情報があります、そういった中で森町においては、今確定的な目撃情報がない中でどういったマニュアル整備、またその周知を考えているか詳しくお聞かせをいただければと思います。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

榊原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初動対応マニュアルはどのような形で作っていくのかというような御質問だと思いますが、熊が出没したときの連絡体制、それから目撃情報の精査、それから初動対応の判断基準などを今、整理をさしていただいております。町民の生命、財産保護を最優先に熊の出没に関係機関が円滑に対応できるような形で作成を今、考えているところではあります。また緊急銃猟につきましても対応がありますので、そこら辺も含めた中で初動マニュアルと発生した後の対応の仕方ということで、両方のマニュアル的なところが必要かなというところで考えておりますので、両方含めた中で今後精査していきたいというところで考えております。以上です。

議 長
1 番議員

(中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

(榊原雄太 君) マニュアルづくりの方向性については承知をいたしました。

そのマニュアル、例えば緊急銃猟とかそういった中で整備を進めていかれると思います。その中で、マニュアルを作っても緊急

銃猟を実際に行うときの要件とかあると思います。そういった中で一つ一つの要件の判断というのが非常に曖昧といいますか、適切な訓練を行った者が最終的に銃を扱うとか、そもそもの適切な訓練というのは何なのかとか、その適切な訓練をその場においてその人が受けているかどうかというのは、事前に登録とかしておいていただかないと、そういう緊急時に実際のところは判断ができないと思います。そういった中で、各要件を例えばどういう内容であったり、事前にそういった登録をかけられるのであれば、各猟友会のその経験年数であったり、年間どのぐらいの銃の取扱い、例えばイノシシや鹿をどのぐらい捕獲しているかとかそういったところの情報の事前の把握といったのが実際には大切になってくると思いますので、そういった点も含めた形でマニュアルづくりをしていただければと考えております。

(3) については了解をいたしました。

続きまして(4)について再質問をさせていただきます。

猟友会との関係になります。資材の整備で猟友会個人負担といったところもあると思いますが、今後その猟友会が熊対策であったり、熊に限らず、そういうイノシシの被害も鹿の被害もありますが、その役割というのが今後ますます広がってくると思っています。その中で、猟友会に対する補助とか、そういった町の方針、その点についてお伺いをいたします。

議長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

榊原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

猟友会への補助等でございますけれども、猟友会の事務局を産業課でやっております。猟友会の三役等は定期的に打合わせ等もさせていただいておりますし、猟友会の会員さんの中でその捕獲に対しての金額、それから刺し止めに対する金額等々、猟友会の中でお話をさせていただいておりますので、その内容の中で町に対しての要望がもし上がってくれば、そこはまた猟友会の中と町と

猟友会とまた話をしながら、今後かかってくる経費等につきましては、今後また検討させていただければなというところで考えております。以上です。

議長

(中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

1 番議員

(榊原雄太 君) 行政、町産業課と猟友会については非常に緊密な情報交換をされているといったことも町民からも聞いております。そちらの御意見の吸上げをしていただければと考えております。

猟友会に少し関連しますが、今、鹿であったりイノシシであれば散弾銃での対応ができます。しかしながら、熊を実際に捕獲するとなった場合には、ライフル銃の使用といったものが想定をされてくると思います。そもそもライフル銃を取り扱うことができるのは散弾銃の所持を 10 年以上した者といった要件がございます。そういった中で、森町においては過去に一人ライフル銃を取り扱える人がいらっしゃったのですが、今は 0 人だそうです。そういった中で、今後、熊の対策といったものが現実味を帯びた場合に、散弾銃だけで対応するといったのは非常に難しいケースも想定されます。そういった中でライフル銃の使用経験者の育成について、町ではどのようにお考えであるかといった点について伺いをいたします。

議長

(中根信一郎 君) 産業課長。

産業課長

(栗田俊助 君) 産業課長です。

榊原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

銃の取扱いにつきましては、それぞれ狩猟をやっている人が当然銃を持っている形になっておりますので、どこまで実際に熊が出没したときに、その人の銃がどういう資格を持ってやっている人というところは、今後また調査をしなければいけないとは思いますが、当然、緊急の場合、人に被害が加わるような場合には緊急銃猟ができますというような扱いになっておりますので、そういったところも踏まえた中で、県と西部猟友会等々と話をしなが

議長
1 番議員

ら、その中に森町分会もありますので、大きな組織としては西部
猟友会の中の一つに入っておりますので、そういった西部猟友会
とも話をしながら、こういった人員が確保できるかとか、そうい
ったところも含めて、県はどこまでやるのか、また警察は人命の
ところ、避難をしてもらうとかというようなところになってくる
かと思いますので、銃に関しましてはまた西部猟友会等とも話を
しながらまた進めていきたいと思っております。以上です。

(中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

(榊 原 雄 太 君) 銃の種類については物理的な制約もあり
ますし、そういった中でより大きな西部猟友会といった対応をさ
れるといったところで、承知をいたしました。

1 番目の質問については了解いたしました。

それでは引き続き 2 番目の質問、「森町におけるふるさと納税の
取組について」お伺いをいたします。

森町におけるふるさと納税の現状と今後について伺う。

1 点目、森町における返礼品の強み、納税件数、納税額など、ふ
るさと納税の現状をどのように分析をしているのか。

2 点目、今後、森町のふるさと納税の件数及び寄附金額はどの
ように推移していくと考えているのか。

3 点目、寄附金額の 80 パーセント弱がヤマハ P A S への寄附に
よるものと思われますが、寄附者の年代、地域、リピート率、傾向
分析はどのようなものであるのか。

4 点目、ヤマハ発動機株式会社との地域活性化に関する包括連
携協定を締結しましたが、ふるさと納税に対する影響など、今後
はどのように推移すると想定をしているのか。

5 点目、アクティ森にマウンテンバイクコースが整備されるこ
とは、電動アシスト付き自転車の利便性を多くの人に知っていた
だけの機会でもあります。関連販売に留まらない新たな相乗効果
をもたらす可能性があると思っておりますが、ふるさと納税を増
やすための取組を考えているのか。

議 長
町 長

以上5点について伺います。

(中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 榊原議員の御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、ふるさと納税制度は「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設された、都道府県、市区町村への寄附制度であり、寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除される仕組みでございます。森町を含む、多くの自治体においては、自治体外からの寄附者に対し、寄附金額に応じた地域の特産品などを返礼品として送付しており、返礼品の取扱いについては、法令や総務省の通知を遵守しながら進めております。

1点目の「森町におけるふるさと納税返礼品の強みや納税件数、納税額などふるさと納税の現状をどのように分析しているか。」について申し上げます。

町における返礼品の強みにつきましては、1万円台から寄附が可能であるメロンや柿、トウモロコシ、お茶といった多彩で高品質な農作物や特産品から、高額所得者向けの電動アシスト自転車など、幅広い寄附者層に対して、町の魅力や特産品を全国に発信できることと考えております。こうした町の魅力や特産品の発信を進めてきた結果として、町にいただいた令和4年度から令和7年度11月末時点のふるさと納税寄附件数及び寄附金額の実績を申し上げます。令和4年度3,215件、4億8,447万3,000円、令和5年度3,121件、4億4,041万円、令和6年度3,425件、4億1,442万円、令和7年度11月末時点1,934件、2億4,075万2,000円となっており、概ね件数が3千件、寄附金額が4億円で推移しているところでございます。全国的にも増加の一途にあるふるさと納税の受入れは、寄附獲得を目的とした地方自治体の過剰な返礼品競争等が問題となっており、これを是正するため、地方税法や総務省の告示の改正などにより、たびたび制度上の見直しがされております。直近では、本年10月からの改正として、ふるさと

納税寄附者に対し、ポイント等を付与するポータルサイトを通じた寄附募集が禁止となりました。加えて、来年10月からは、製造者から「返礼品の価値の過半が町内の材料や工程によって生じていること」についての証明がなされたもののみ、返礼品としての取扱いが認められるなど、寄附を集める際の必要経費及び返礼品に関する地場産品基準はさらに厳格化されてくるものと考えております。町におきまして、こうした見直しに対し、その都度、適切かつ迅速に対応し、決められたルールを遵守しながら寄附の受入れを進めているところでございます。

さて、御質問の分析といたしましては、三つの視点を挙げさせていただきます。まず、財政的な収支としては、令和6年度の寄附金額が4億1,442万円に対して、返礼品等の経費総額が1億8,411万1,000円、町民が他自治体に寄附をした税の控除額は2,541万2,000円であり、実質的な収支は黒字となっております。次に、返礼品の競争力としては、先ほど申し上げた強みのとおり、地域の特産品などを生かしつつ、高額所得層をターゲットとした返礼品を幅広く取りそろえております。最後に、寄附金の使途の明確さという観点からは、集まった寄附金の使い道を広報もりまちやホームページで広く周知をさせていただいているところでございます。

2点目の「今後、森町のふるさと納税の件数及び寄附金額はどのように推移していくと考えているか。」の御質問について申し上げます。

1点目で申し上げたとおり、寄附を集める際の必要経費や地場産品基準は、さらに厳格化され、ふるさと納税を取り巻く環境はますます厳しくなっていくと考えております。そのような中で、町といたしましても、独自の工夫で法令や総務省の通知を遵守したうえで、寄附獲得に向け、戦略的に施策を行っていく必要があると考えており、現在12月末の駆け込み需要に向け取り組んでいるところでございます。

具体的には、まず、土台となる返礼品取扱数を増やすため、広報もりまち9月号に返礼品提供事業者募集の記事を掲載したほか、町長による指示や地域からの情報提供、担当職員と委託している中間支援事業者が提供事業者へ直接営業等を行うことで、返礼品取扱数を増やしております。こうした営業等の結果として、令和6年度末時点で425品であった町のふるさと納税返礼品取扱数は、令和7年11月末時点では496品と増加しております。また、静岡県森町の返礼品の素晴らしさを的確にお伝えできるように、ポータルサイトにおける魅力あるサムネイル画像の改修や商品説明文改修を実施しており、加えて、ふるさと納税ポータルサイト内で検索する際、静岡県森町の返礼品情報が上位に表示されるような方式を導入して、町の特産品などのPRを実施しているところでございます。

議員御質問の今後における件数及び寄附金額の推移につきましては、先ほど申し上げたとおり、近年の実績では、概ね寄附件数が3千件、寄付金額が4億円で推移しておりますが、寄附をいただく相手がある話であり、現状、明確に数字を申し上げることはできませんが、町といたしましては町の取組を周知し、多くの寄附をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

3点目の「寄附金額の80パーセント弱がヤマハPASへの寄附によるものと思われるが、寄附者の年代・地域・リピート率の傾向分析はどのようなものであるか。」について申し上げます。

まず、寄附者の年代につきましては、正確に分析することは難しい状況でございます。理由といたしまして、寄附者の生年月日はワンストップ特例申請の利用を希望される人へのみ回答をお願いしている項目となっております。令和6年度の実績では、ワンストップ特例申請の希望者は全体の15パーセントのみであり、残りの85パーセントの寄附者につきましては、年代情報を有しておりません。ただし、PASが高額所得者向けの返礼品であることから、中高年以上の世代が多いのではないかと推測しているところ

ろでございます。次に、地域別につきましては、令和7年4月から11月までの実績では、50パーセント以上が東京都からの申込みであり、次いで2位の大阪府と3位の神奈川県が10パーセント弱となっており、4位愛知県、5位兵庫県と続いていることから、寄附申込みの多くは都市部からであることが分かっております。最後に、リピート率につきましては、寄附者を1件ずつ確認する必要があり、件数も多いことから現実的に分析は難しい状況でございます。ただし、電動アシスト自転車という特性上、毎年度、申込みをいただける返礼品ではないため、食料品等の返礼品に比べて、リピート率は低いのではないかと推測しているところでございます。PASにつきましては、都市部からの申込みや問合せが多く、商品の特性上、リピート率が低いと推測されることから、町といたしましては首都圏に住む高額所得者に向けて、静岡県森町がPASを取り扱っている旨をPRしていく必要があると考えております。

今後も、町のふるさと納税における分析や課題改善を図ることで寄附獲得につなげていくことに加え、他自治体におけるふるさと納税の取組等についても研究し、町のふるさと納税の取組に生かしてまいりたいと考えております。

4点目の「ヤマハ発動機株式会社との『地域活性化に関する包括連携協定』を締結したが、ふるさと納税に対する影響など、今後はどのように推移すると想定しているか。」について申し上げます。

議員御承知のとおり、町とヤマハ発動機株式会社は令和7年3月に「地域活性化に関する包括連携協定」を締結し、連携及び協力内容の一つとして、『PASのふるさと森町』及び『e Bikeのふるさと森町』の推進に関することが記載されております。町のふるさと納税返礼品であるPASを取り扱っている返礼品事業者につきましてはヤマハ発動機株式会社ではなく、グループ会社であるヤマハ発動機販売株式会社でございますので、包括連携

協定がふるさと納税に対して直接的に影響することはないものと考えております。ただし、「PASのふるさと森町」を推進していくことで、PASが町の誇る特産品として認知されるようになり、結果として、ふるさと納税についても、良い影響につながっていくことを期待しているところでございます。

5点目の「アクティ森にマウンテンバイクコースが整備されることは、電動自転車の利便性が多くの人に知っていただける機会でもある。関連販売にとどまらない新たな相乗効果をもたらす可能性があると思われるが、ふるさと納税を増やすための取組等を考えているか。」について申し上げます。

町としましては、ふるさと納税の体験型返礼品として、アクティ森におけるマウンテンバイクの体験型返礼品の取扱いを進めていきたいと考えているところでございます。体験型返礼品につきましては、食料品等の返礼品と違い、寄附者が直接森町を訪れ、森町を感じ、地域にお金を落としていただけるなど、寄附額を増やすこと以外にも多くのメリットがございますので、事業者と協議を進めていきたいと考えております。

御質問の5点について答弁を申し上げましたが、今後も地域資源を最大限に活用して地域活性化を図るため、委託事業者や外部人材を活用しながら、新しい魅力ある返礼品の発掘に加え、森町の特産品や地域資源をPRすることで、財源の確保や地場産業の振興に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長
1番議員

(中根信一郎 君) 1番、榊原雄太君。

(榊原雄太君) 情報が限られる中、できる限りの分析をいただきましてありがとうございました。詳細な分析、本当にありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきます。

森町のふるさと納税返礼品における強みといったところで、幅

広いラインナップと幅広い所得層に対する魅力ある商品をそろえているといったところで、改めて本当に素晴らしい町だなと森町を誇りに思います。そういった中でラインナップをそろえるといったことも非常に重要でございます。それと同時に選択と集中、その中でどの商品を森町としては、先ほど言ったようなプロモーションをかけていくとかそういったもの、そういったもの全てにプロモーションをかけることはなかなか難しいものですから、こういった商品に集中をしてプロモーションをかけるかといったところが重要になってくるかと思います。そこでのキーワードは、私は二つあると思ってしまして、一つは体験です。先ほど町長がおっしゃったように、マウンテンバイクコースを新たにアクティ森で整備をいたします。そういった体験。二つ目は高額商品、そういった魅力のある高額商品といったところになってくると思います。その強みである体験をどのようにするかといったところで、先月ですが、私は参加させていただいたのですが、森林組合のところから出て、いわゆる「ささんた」を越えて、ミリオンペタルまで行って、また森林組合に戻るといったそういった体験型、森林教育を行いながらといったことを経験させていただきました。移動距離 24 キロメートルがありましたが、その中でもやはり電動アシスト自転車、パワフルといいますか、その切り替えによってはかなり快適に、本当に楽しいといいますか、本当にその体験をさせていただいたのですが、本当にお金を払ってでもやりたいなというぐらい面白い、そういった魅力のある商品といいますか、体験をさせていただきました。そのマウンテンバイク、電動アシスト付きの体験といいますか、ミリオンペタルだけではなくて、静岡県にはその体験をふるさと納税でやっている町が実はあります。それは伊豆の松崎町でその古道トレイルといったようなところでそういったものをやっていますので、そういったところを参考にその体験型の返礼品といったものを今後増やしていくお考えはあるかどうかといったところについて、まずお伺いをい

たします。

議 長
政策企画
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 政策企画課長。

（ 鈴木勇登 君 ） 政策企画課長です。

榊原議員の御質問にお答えをいたします。

体験型の返礼品を増やしていくかどうかということで御質問か
と思います。

議員の御質問にもあったように、ミリオンペダルバイクパーク
は既に体験型返礼品として掲載をされているところでございま
す。今後、答弁の中にもありましたけども、アクティ森における
マウンテンバイクの体験型返礼品というものの取扱いを進めてい
きたいと考えておりますので、それにつきましては、これからま
た事業者と協議を進めていきたいと考えております。それと現在
ある体験型返礼品でございますけども、少し御紹介をさせていた
だきますが、リバ・ウッド・リゾートの宿泊券ですとか、カネトヨ
ベースの宿泊券、北の丸の宿泊券といったもの、それと葛城ゴル
フプレー券、ミリオンペダルパイプパークの利用券、アクティ森
の各種体験等があります。加えて先日エミュー牧場に営業をさせ
ていただきまして、餌やり体験などができないかといったような
話もしたところでございます。

先ほど申し上げましたように体験型返礼品につきましては、森
町を訪れていただいて、森町を感じていただいて、地域にお金を
落としていただけるというメリットがございますので、そういつ
た体験の返礼品、また増やしていきたいと考えております。以上
です。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ） 私からも少し補足をいたしますが、榊原
議員が、山林、森林環境の中で森林教育を兼ねたMTBツアーに
参加されて、大変良かったというお話がございました。このよう
なツアーにつきましてもMTBだけでなく、MTBではない通常の
アシスト自転車で平地を走るツアーもありますので、そういつ

たものについては、やはり事業者が責任を持って実施をしていた
だく体制ができたうえで、返礼品にどうかという提案をさせてい
ただきたいと考えております。

議 長
1 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

（ 榊 原 雄 太 君 ）（1）については、了解をいたしました。

（2）、（3）については先ほどの答弁にありました詳細な分析
をいただきましたので、こちらも了解をいたしました。

（4）、（5）も含めて再質問をさせていただきたいと思います。

先ほども申しましたが、選択と集中、一つは体験だと、もう一
つは高額商品といったことを申し上げました。その高額商品の中
で、そのマウンテンバイクの現在は平地を走るタイプのみが返礼
品としてピックアップをされていると思います。高額所得者向け
といったところで、電動アシスト付き自転車のマウンテンバイク
というと 100 万円近いといったところで、高額商品となると、そ
うすると対象が 5,000 万円ぐらいのクラスの所得者といえます
か、年収の人が対象になってくるのではないかということになっ
てきます。その 5,000 万円以上年収がある人が日本の人口の 0.05
パーセントと、あるデータでは言われております。給与所得者は
もっと少なくなります、年収といった意味ではそういったところ
になります。そうすると 6 万人がそういった対象としています。
全国的に見てもそこら辺の価格帯のラインナップというのは、ま
だまだたくさん出てくるラインナップでございます。そういった
中で、森町が誇る P A S といった中で、そのマウンテンバイクに
つきまして、その返礼品にピックアップ、上げていくといったそ
ういったお考えはあるかどうかについて伺います。

議 長
政策企画
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 政策企画課長。

（ 鈴 木 勇 登 君 ） 政策企画課長です。

榊原議員のただいまの御質問にお答えをいたします。

e B i k e、Y P J の掲載はどうかといったような御質問かと思
います。

現在、サステン工業株式会社、エルドード森町さんが掲載をしているＹＰＪクロスコアというものがございます。こちらにつきましては、配送先を静岡県西部地域限定にしているものでございます。なぜ西部地域限定にしているかということでございますけれども、e B i k e、ＹＰＪのアフターサービス、いわゆる保守というものがＰＡＳよりも非常に高いレベルが求められるということでございまして、対応できる自転車販売店が少ないというのが理由でございます。ですので、現在サステン工業株式会社さんで対応できる範囲として、配送先を静岡県西部地域に限定をしているというものでございます。ですので、なかなかこのe B i k e、ＹＰＪを掲載したいところではございすけれども、保守に対応できる場所は少ないということでなかなか掲載に至っていないというのが現状でございます。以上です。

議 長
政策企画
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 政策企画課長。

（ 鈴木 勇 登 君 ） 政策企画課長です。

ただいまの答弁に補足をさせていただきます。

e B i k e、ＹＰＪがマウンテンバイクのモデルになりますので補足をさせていただきます。以上です。

議 長
1 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

（ 榊 原 雄 太 君 ） マウンテンバイクの保守の関係で静岡県西部地域に限定しているといったところで、やむを得ない事情もあるかと思えます。そういった中で保守点検、エルドラードさんとの連携とかそういったところの協議もあるかと思いますが、非常に高額商品で魅力的な商品であるものですから、今後そういった対応で広げていくことができるのかと、引き続き御検討いただければと思っております。

再質問の2点目といたしましては、先ほど町長の答弁でもこのＰＡＳの利用者が都市圏の人が多いいったところでございました。そういった中でポータルサイトへの優先的な掲載であったりそういったプロモーションといったものも図られているといった

議 長
政策企画
課 長

答弁がございました。そういった中で、都市圏に対するプロモーション動画の作成であったり、そういったところの取組といったものが今後より重要になってくるかと思います。その点について詳しくお聞かせをいただければと思います。

（ 中根信一郎 君 ） 政策企画課長。

（ 鈴木勇登 君 ） 政策企画課長です。

ただいまの榊原議員の再質問に対しましてお答えをいたします。

都市部の高額所得者に向けた取組、具体的に何かといったような御質問かと思います。

こちらにつきましては、答弁の中でもありましたように、都市部の人にはまず森町のPASの取扱いを知ってもらおうというのが、一番大事なことでと考えております。ふるさと納税の返礼品の募集広告といったようなものにつきましては、返礼品等を強調した寄附の募集広告は媒体を問わず禁止されているというものでございます。ですので、森町の情報をメインにしてふるさと納税の返礼品、PASの情報も掲載されている新聞折り込みというものを予定しております。これは東京23区の日経新聞の読者に対しまして折り込みをするものでございまして、明日配布されるということでございますので、12月の駆け込み需要に対しまして対応できるものではないかなということで考えております。以上です。

議 長
1 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

（ 榊原雄太 君 ） プロモーションの方法については承知をいたしました。

それでは最後の質問です。

今後森町のふるさと納税であったり、そういったところの財源を確保していくといったことが、人口が減少する社会を迎えまして今後も非常に重要になってくるかと考えております。そうした中で森町では、森のリノベーションであったり、先ほどありました小國神社・開運線の開通であったり、本当に点と点がいろいろ

なところで動き始めております。その点と点をつなげていくといったような取組が今後ますます重要になってくるかと思えます。その中で、アクティ森の指定管理料とかそういった問題も今議会の中でもなかなかそういった指定管理者の議題が上がっておりまして、そういった中でアクティ森に対する相乗効果として関連販売に留まらない、これはどういうことかと申しますと、アクティ森に来て、お土産を買ってもらうとか、アクティ森のマウンテンバイクの人が別の体験をするとか、そういった関連販売に留まらず、森町のファンになって森町のマウンテンバイクに留まらず、森町の特産品にふるさと納税をしてもらうとか、その森町のファンづくりといったところで、そういった相乗効果、アクティ森がもう本当に発信基地になっていくのではないかと考えております。先ほど言ったように、スティーブジョブスじゃないですけど、後から見たら点と点が全てつながっていたという状況になることが、私がアクティ森の今後に一番期待していることでございますが、そういった中で、その点と点を結ぶといった中で、アクティ森と今後できるマウンテンバイクコース、ふるさと納税、そういった中で、このふるさと納税を増やして、アクティ森の指定管理料をカバーしていくと、そういった構想とか戦略みたいなものは町では持ち合わせているかどうかについて最後に伺います。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）私からお答えをさせていただきます。

アクティ森が今後一層、森町の情報発信の基地になっていくということは当然期待をしているところであります。そしてその結果として全国の多くの人からふるさと納税をいただくことで、町の様々な事業が進んでいくということは、もちろんそれを望んでいるわけでありまして。ただし、ふるさと納税は前段のところでも申し上げましたけれども、あくまでも御寄附をしてくださる人がいて成り立っているものでありまして、そういう意味では、近年およそ4億円で推移をしておりますが、毎年必ず4億円という恒

常的な財源ではありませんので、そこは十分考慮しながら町が行う基本的な行政サービス、あるいは町としてやらなければならない事業については、やはり恒常的な安定した財源の下で行うべきであると考えておりますので、そのうえで新たな取組であるとか、通常の財源では賄えない部分をふるさと納税を持って当ててまいりたいと考えておりますので、ふるさと納税をたくさんいただけるのであれば、それだけ町としましても、事業の範囲、施策の選択の範囲が広がると考えておりますので、今後もそういった意味で、もちろん町の財源を支えていただくという意味で推進をしてまいりますし、併せて森町の事業者の皆さんが生産しているものを全国の多くの皆さんに知っていただく場でもありますので、その両面でふるさと納税を今後も引き続き推進してまいりたいと考えております。

議 長
1 番議員

(中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

(榊 原 雄 太 君) 了解いたしました。

質問を終わります。

議 長

(中根信一郎 君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。12 月 22 日午前 9 時 30 分、本会議を開き、条例、補正予算、一般議案に対する討論、採決等を行います。

本日はこれで散会します。

(午後 4 時 4 8 分 散会)